

第 4 次三豊市男女共同参画プラン

－ 骨子案 －
(構成案)

令和 4 (2022) 年 10 月 14 日

香川県 三豊市

～ 目 次 ～

第1章 プランの策定にあたって	1
【1】プラン策定の社会的背景	1
【2】プラン策定の趣旨	2
【3】男女共同参画に関する社会の動き	2
1 国際社会における男女共同参画の動き	2
2 国の動き	3
3 県の動き	5
第2章 プランの概要	6
【1】プランの位置付け	6
【2】プランの期間	7
【3】プランの策定体制	7
1 策定体制	7
2 各種調査の実施	7
第3章 プランの基本的な考え方	8
【1】基本理念と基本目標	8
1 基本理念	8
2 基本目標と基本施策	8
【2】施策の体系	9
【3】重点的に取り組むべき事項	10
重点事項1 あらゆる暴力の根絶	11
重点事項2 教育等を通じた男女の意識改革・理解の促進	13
重点事項3 働き方改革の推進	15
第4章 施策の展開	16
【基本目標Ⅰ】人権の尊重	16
1 誰もが人権を尊重する社会の実現	16
2 あらゆる暴力を根絶する社会づくり（DV防止市町村基本計画） 重点	19
【基本目標Ⅱ】意識の改革	24
3 男女共同参画の意識づくり	24
4 自分らしさを育む学びの場の充実 重点	27
【基本目標Ⅲ】参画の推進（女性活躍推進計画）	29
5 女性の活躍を推進する環境づくり 重点	29
6 ワーク・ライフ・バランスの推進 重点	36
7 地域における女性活躍の場の拡大	42

【基本目標Ⅳ】 自立の支援 -----	45
8 地域共生社会を目指すまちづくり-----	45
9 生涯にわたる健康づくりへの支援-----	48
 第5章 プランの推進にあたって -----	未
【1】 庁内の推進体制 -----	未
【2】 プランの周知と市民意見の適切な反映 -----	未
 資料編 -----	未
【1】 男女共同参画を取り巻く三豊市の現状データ -----	未
【2】 関連資料 -----	未

第1章 プランの策定にあたって

【1】プラン策定の社会的背景

我が国においては、総人口の減少や少子高齢化の進行を背景に、地域の過疎化や国内消費の減少、社会保障費の増加、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大による経済への影響などが長期的な課題となっています。そのような中、ICT（情報通信技術）の急速な進化や社会全体のDX^{※1}の取組が加速する中、働き方改革の推進をはじめ女性の活躍の場の充実など、社会の持続的な発展に向けた様々な取組が推進されています。

地域においては、今後、移住、定住の促進や結婚、出産、子育てしやすい環境づくり、一人一人が生きがいを持って社会で活躍できる環境づくりなど、誰もが安心して住みやすく、持続可能なまちづくりを進めていくことが求められています。

また、国においては、これまで年金や医療、介護など高齢者を重視してきた社会保障制度の在り方を見直し、子育て支援など、現役世代を含む「全世代」に恩恵が届くようにする「全世代型社会保障」が議論されています。その議論においては、現状、育児休業の利用率が低い男性が育児休業を取得しても、そのキャリアや給与に影響を及ぼさない方針を検討するなど、制度改善の方針が示されています。

一方で、企業等における管理職等政策・方針決定過程に就く女性の割合は、課長相当職で1割程度と依然として低く^{※2}、女性が結婚や妊娠、出産といったライフステージの転機における退職の慣行など、働く女性の力が十分に生かされていない現状もうかがえます。

また、大学生の分野別進路状況をみると、工学分野に占める女性比率は2割未満で、理学分野も約3割にとどまっているなど^{※3}、理系分野に占める女性の比率は低迷しています。

働く場をはじめ、家庭や地域社会、教育などあらゆる場において、性別にかかわらず誰もがその能力を十分に発揮できる環境づくりに向けて、男女共同参画の取組を継続的に推進することは極めて重要です。

※1 【DX（Digital Transformationの略）】デジタル技術の有効な活用を図り、新たな価値を生み出すこと。

※2 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の結果を基に内閣府が算定した数値（令和元（2019）年）

※3 内閣府調べ（令和3（2021）年度）（「工学」15.2%、「理学」30.2%）

【2】プラン策定の趣旨

本市では、平成 20（2008）年 3 月に「第 1 次三豊市男女共同参画プラン」を策定し、平成 25（2013）年には「第 2 次三豊市男女共同参画プラン」を策定しました。平成 28（2016）年には「三豊市男女共同参画推進条例」を制定し、平成 30（2018）年には、その条例の理念を踏まえた「第 3 次三豊市男女共同参画プラン（以下「第 3 次プラン」という。）」を策定しました。この度、第 3 次プランの計画期間満了に伴い、新たな「第 4 次三豊市男女共同参画プラン（以下「本プラン」という。）」を策定します。

本プランは、国や県の計画との整合を図るとともに、市民等を対象としたアンケート調査結果から得られた現状や課題を踏まえ、三豊市の将来を見据えたより実効性のあるプランを目指して策定しています。

【3】男女共同参画に関する社会の動き

1 国際社会における男女共同参画の動き

令和 4（2022）年 9 月、タイのバンコクにおいて A P E C 「女性と経済フォーラム※¹」が、対面及びテレビ会議のハイブリッド形式で開催され、テーマとして「女性の経済的自立の確立」が議論されました。また、令和 4（2022）年 6 月には、ドイツのエルマウにおいて G 7 サミットが開催され、その首脳宣言では、全ての政策分野に一貫してジェンダー平等を主流化させることを追求するなど、ジェンダー平等の達成に向けた進捗を継続的に監視する仕組みの導入などについて言及されています。

平成 27（2015）年 9 月に、国連サミットにおいて採択された「S D G s（Sustainable Development Goals／持続可能な開発目標）」の 17 のゴールのうち、5 番目のゴールでは「ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女児のエンパワーメントを図る」という目標が掲げられています。2030 年までに、政治、経済分野をはじめ、公共分野におけるあらゆる意思決定の場において、完全で効果的な女性の参画と平等なリーダーシップの機会を確保することが、その目標とされました。我が国を含む国際社会が協力して、その達成に向けた取組が進められています。

一方で、令和 4（2022）年 7 月に発表された「ジェンダー・ギャップ指数※²」では、我が国は 146 か国中 116 位と、O E C D 加盟諸国の中でも非常に低い順位となっており、特に「政治」や「経済活動」の分野における男女間格差が目立っています。我が国の順位は、過去の推移をみても低い順位にあり、取り組むべき課題は依然として多いことがうかがえます。

※1 APEC 域内の男女共同参画担当大臣が一堂に会する会合のこと。

※2 【ジェンダー・ギャップ指数】スイスのジュネーブに本部を置く「世界経済フォーラム」が、各国内の男女間の格差を数値化し、順位付けた指数のこと。経済、教育、健康、政治の分野別の男女比を基に算出する。



2 国の動き

(1) 第5次男女共同参画基本計画

国においては、令和2（2020）年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。この計画では、経済や社会的背景、国際情勢の変化を踏まえ「男女共同参画社会基本法」が目指す社会の形成を促進することはもとより、従来の「昭和の働き方」とも言われている「男性中心型の労働慣行」から脱却し、女性が健康的に活躍できる社会を、目指すべき社会として位置付けています。計画の基本的な視点については次表のとおりです。

「第5次男女共同参画基本計画」における基本的な視点

- ・ あらゆる分野における、男女共同参画・女性活躍の視点の常時確保と施策への反映
- ・ 指導的地位に占める女性の割合を 2020年代の早期に30%程度となるよう目指す
- ・ 男女共同参画や女性活躍の視点を家庭や地域などの生活の場全体に拡大
- ・ 人生100年時代を見据えた取組
- ・ A I や I O T 等 科学技術の発展に男女が共に寄与し、男女共同参画に資する形で進むこと
- ・ 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の強化
- ・ 女性が安心して暮らせるための環境の整備
- ・ 男女共同参画の視点による防災・復興対策の浸透
- ・ 地域における様々な主体が連携・協働する推進体制のより一層の強化
- ・ 男女共同参画社会の形成を牽引する人材の育成

（２）女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022（女性版骨太の方針 2022）

令和４（2022）年６月、内閣府男女共同参画局の「すべての女性が輝く社会づくり本部」及び「男女共同参画推進本部」において「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022（女性版骨太の方針 2022）」が策定されました。

策定の趣旨は、昭和の時代に形作られた各種制度や男女間の賃金格差を含む労働慣行、固定的な性別役割分担意識など、構造的な問題をはじめ、人生 100 年時代を見据えた女性の人生と家族の姿の多様化などを背景に、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」を着実に実行するために、重点的に取り組む事項を定めることとしています。

基本的な考え方については、次表のとおりです。

「女性版骨太の方針 2022」における基本的な考え方

I 女性の経済的自立

- ・ 女性のデジタル人材やリカレント教育などを通じた男女間賃金格差への対応、地域におけるジェンダー・ギャップの解消、アンコンシャスバイアス※の解消、女性の視点を踏まえた社会保障制度、ひとり親支援・・・など

II 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

- ・ 性被害、性暴力対策、DV 防止対策及びハラスメント防止対策の強化、困難な問題を抱える女性への支援・・・など

III 男性の家庭・地域社会における活躍

- ・ 男性の育児休業取得の強力な推進、長時間労働慣行の是正、テレワーク等多様な働き方の促進、男性の育児参画を促進するインフラの整備（ベビーチェア等の男性トイレへの設置促進など）、相談窓口の拡大・・・など

IV 女性の登用目標達成（第 5 次男女共同参画基本計画の着実な実行）

- ・ 政治分野における男女共同参画の推進、男女問わず働きやすい環境整備、女性役員比率の向上、理工系を目指す女子学生への支援・・・など

※【アンコンシャスバイアス】無意識の偏ったものの見方、思い込みのこと。例えば「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」といった固定的な性別役割分担意識など。

3 県の動き

香川県においては、令和3（2021）年10月に「第4次かがわ男女共同参画プラン」が策定されました。

この計画では「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行が、男女の活動の自由な選択に影響を及ぼさないための配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」の四つを基本理念としていたと同時に、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指しています。

また、三つの基本目標と13項目の重点目標を掲げ、施策の展開を図っています。

「第4次かがわ男女共同参画プラン」が目指す方向

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくりの推進

- 1 男女共同参画の視点に立った意識の改革、社会制度・慣行の見直し
- 2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 3 国際的視点に立った男女共同参画の推進

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進

- 4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 5 新しい働き方の推進等による仕事と生活の調和の実現
- 6 働く場における女性の活躍推進
- 7 農林水産業における男女共同参画の推進
- 8 地域における男女共同参画の推進
- 9 科学技術・学術における男女共同参画の推進

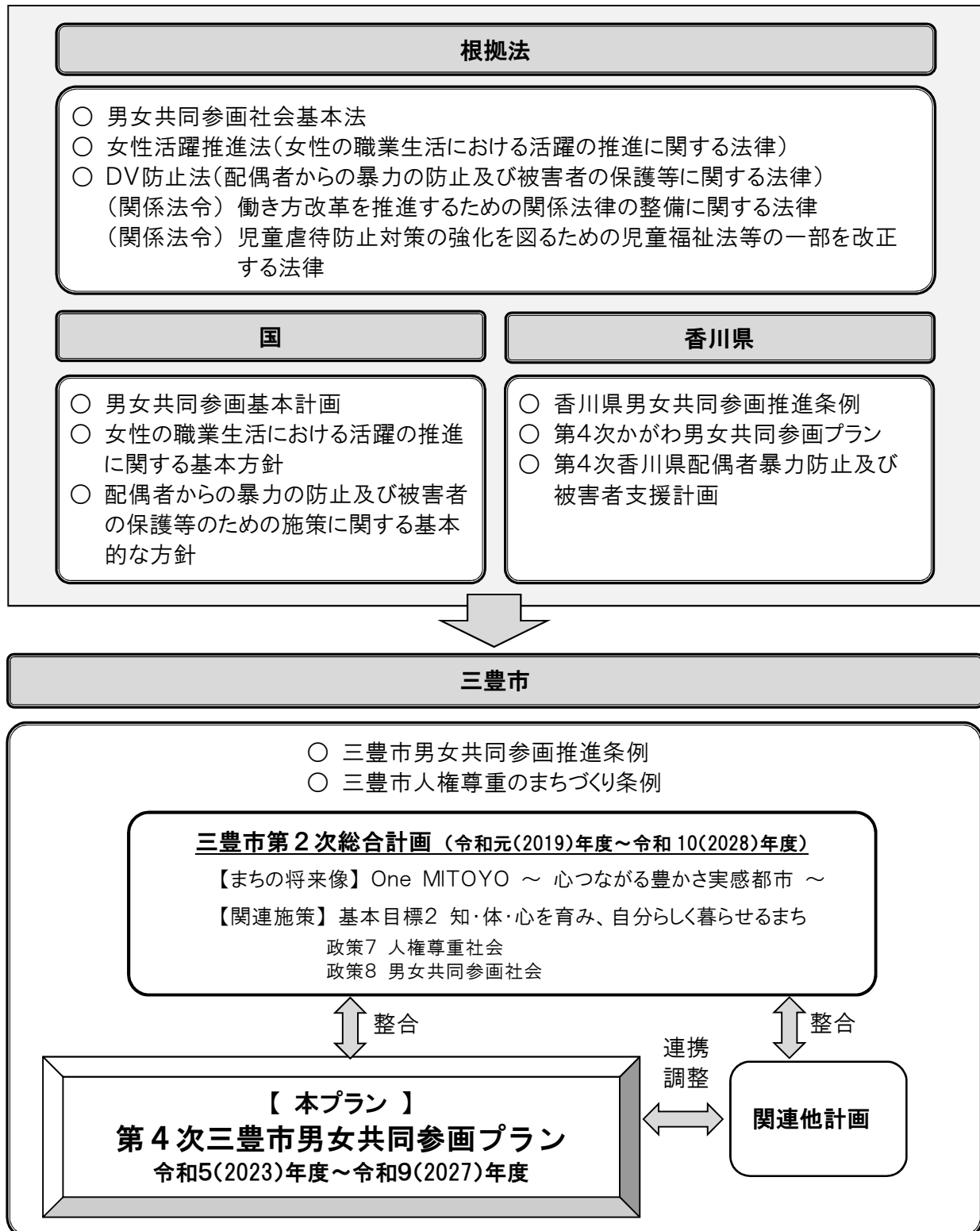
基本目標Ⅲ 安全・安心に暮らせる社会の実現

- 10 防災における男女共同参画の推進
- 11 女性へのあらゆる暴力の根絶
- 12 生涯を通じた健康支援
- 13 困難を抱えたあらゆる女性等への支援と多様性を尊重する環境の整備

第2章 プランの概要

【1】プランの位置付け

本プランは「男女共同参画社会基本法」に規定される「市町村男女共同参画計画」であり、国や県の計画との整合を図り、本市の実情に応じた男女共同参画の取組を推進するための、総合的かつ具体的な計画です。



【2】プランの期間

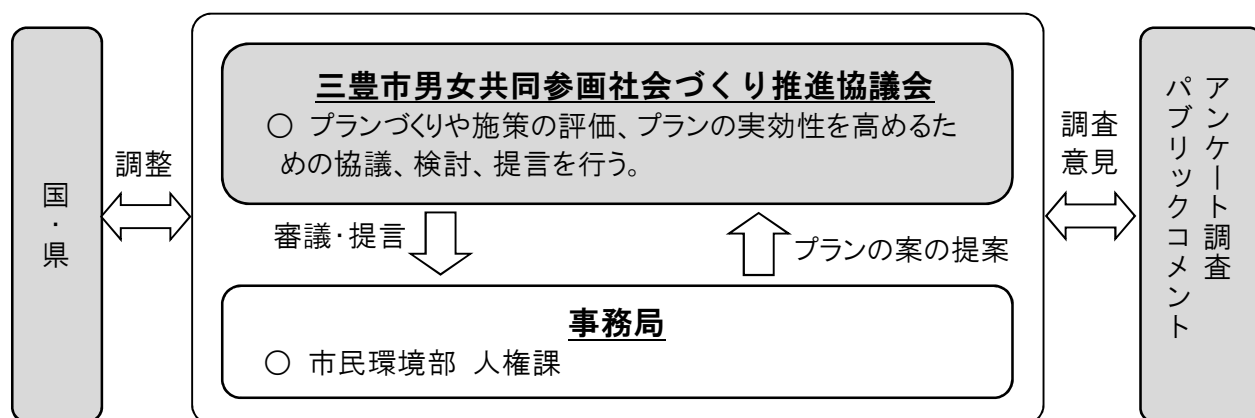
本プランの期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間です。

本プランの施策・事業の推進状況については、毎年、点検を行うとともに、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜見直しを行う場合があります。

【3】プランの策定体制

1 策定体制

本プランの策定にあたっては、アンケート調査等を通じて、市民や市内事業所、高校生の実態や意見等を把握するとともに、学識経験者や各種団体の関係者から構成される「三豊市男女共同参画社会づくり推進協議会」において、本プランの内容についての協議、検討を行いました。また、プランの案についてのパブリックコメント（意見公募）により、幅広く意見を募りました。



2 各種調査の実施

プランの策定にあたって、市民、事業所及び高校生を対象としたアンケート等の調査を実施しました。

区分	市民	事業所		高校生
調査名称	男女の働き方や生活についてのアンケート調査	男女の働き方や生活についての事業所アンケート調査	男女共同参画に関する事業所ヒアリング調査	男女の働き方や生活についての高校生アンケート調査
調査対象	18歳以上の市民	市内に所在する事業所	事業所アンケート調査回答事業所	市内の高等学校に在学する生徒
調査方法	郵送配布～郵送回収及びインターネットによる回答	郵送配布～郵送回収及びインターネットによる回答	対面（訪問）、オンライン、電話	各学校を通して配布、回収（一部Webによる）
調査時期	令和3(2021)年12月	令和3(2021)年12月	令和4(2022)年3月	令和3(2021)年11月～12月
有効回収数／配布数（回収率）	924人※1／2,000人（46.2%）	85件※2／150件（56.7%）	17社	901件／1,053件（85.6%）

※1 インターネットによる回答 205 件を含む

※2 インターネットによる回答 21 件を含む

第3章 プランの基本的な考え方

【1】基本理念と基本目標

1 基本理念

本プランの基本理念については、策定当初から「一人ひとりが自分らしく輝くために ～誰もが住みやすく働きやすいまちへ～」と定め、これまで男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。

令和元（2019）年3月には、本市の政策の最上位計画である「三豊市第2次総合計画」を策定し、まちの将来像を「One MITYO ～心つながる豊かさ実感都市～」と定めています。その中で、人権や男女共同参画の取組を包含する政策分野の基本目標として「知・体・心を育み、自分らしく暮らせるまち」を掲げています。

これは、多様性を認め合う社会の形成により、全ての人権が守られ、自分らしく暮らせるまちづくりを目指したものです。

策定当初に定めた本プランの基本理念は、この「三豊市第2次総合計画」における基本目標の考え方と整合性を保っていることから、本プランでは、この基本理念を継続し、誰もが人権を尊重し、性別にかかわらずその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

● 基 本 理 念 ●

一人ひとりが自分らしく輝くために
～ 誰もが住みやすく働きやすいまちへ ～

2 基本目標と基本施策

第3次プランにおいては「意識の改革」「参画の推進」「自立の支援」「人権の尊重」という四つの「基本目標」を定め、様々な取組を推進してきました。本プランにおいて、この四つの「基本目標」は「基本理念」と同様、策定当初からの目標として継続します。

その「基本目標」を達成するための施策については、国、県の動きや本市における社会的背景の変化及び現状から読み取れる課題等を踏まえ、新たに9項目の「基本施策」として設定します。9項目の「基本施策」には、それぞれに「施策の方向」を示し個別の取組を推進します。

個別の取組については、これまで実行してきた事業に対して、現状に応じた見直しや新たな事業の追加など、本市の環境の変化に対応した取組を推進します。

【2】施策の体系

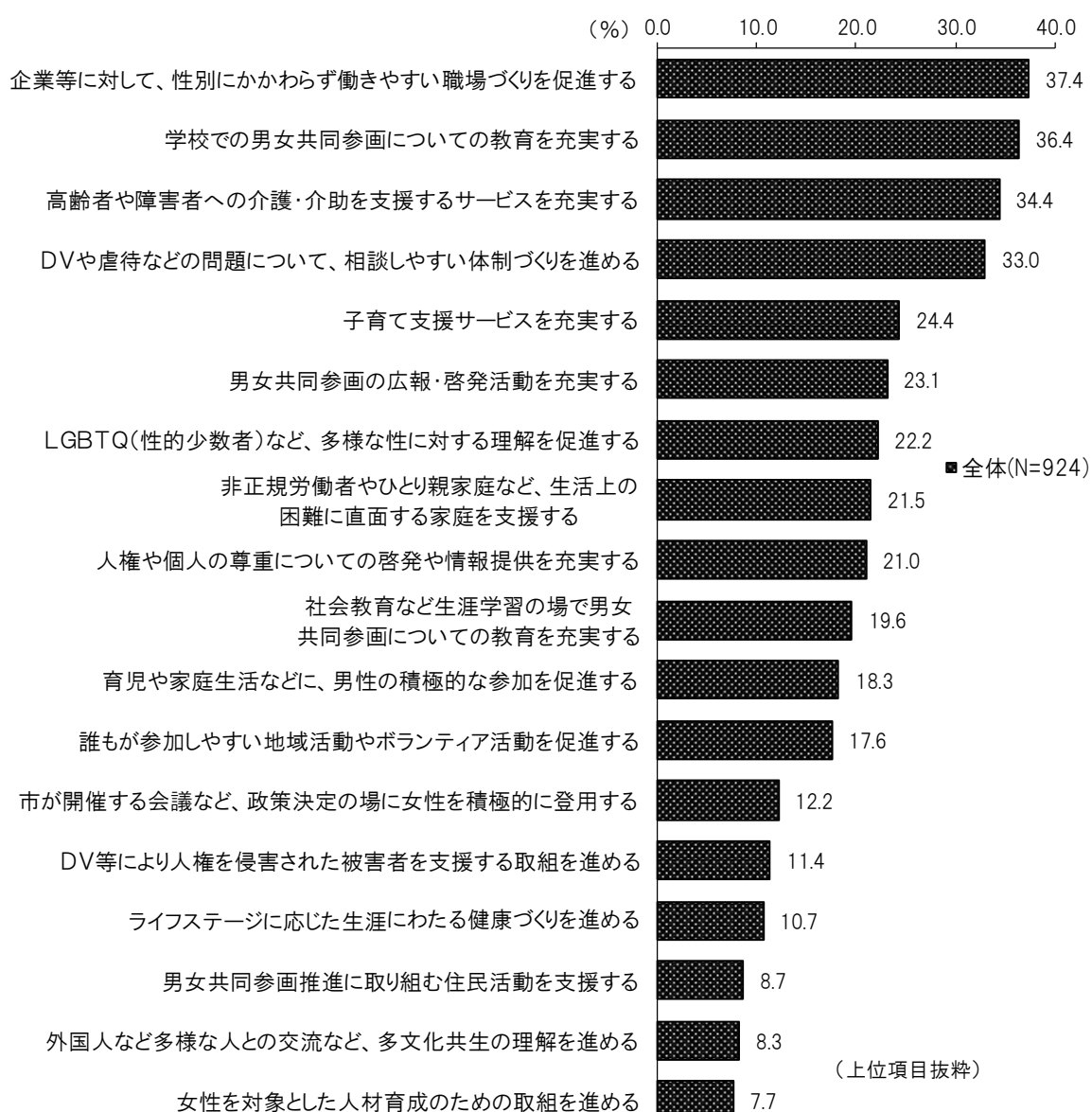
【基本目標】	【基本施策】	【施策の方向】
I 人権の尊重	1 誰もが人権を尊重する社会の実現	(1) 人権を尊重する意識づくり (2) 性の多様性に対する理解の促進
	2 あらゆる暴力を根絶する社会づくり（DV防止市町村基本計画） 重点	(1) あらゆる暴力や虐待の根絶に向けた意識啓発の推進 (2) きめ細かな被害者支援体制の整備 (3) ハラスメント防止対策の推進
II 意識の改革	3 男女共同参画の意識づくり	(1) 啓発活動と情報提供の充実 (2) 若い世代の心を大切に男女共同参画の推進
	4 自分らしさを育む学びの場の充実 重点	(1) 教育・保育の場における男女共同参画の推進 (2) 多様な学びの場の充実
III 参画の推進	5 女性の活躍を推進する環境づくり（女性活躍推進計画） 重点	(1) 政策・方針決定過程における女性活躍の促進 (2) 誰もが能力を発揮できる機会の拡充 (3) 農業経営・商工自営業等における女性の参画促進
	6 ワーク・ライフ・バランスの推進 重点	(1) 企業等におけるワーク・ライフ・バランスの促進 (2) 誰もが働きやすい職場づくり (3) 仕事と家庭生活の両立に向けた支援の充実
	7 地域における女性活躍の場の拡大	(1) 地域活動における女性の参画の拡大 (2) 防災分野における男女共同参画の推進
IV 自立の支援	8 地域共生社会を目指すまちづくり	(1) 誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり (2) 多文化共生社会の形成に向けた取組の充実
	9 生涯にわたる健康づくりへの支援	(1) ライフステージに応じた健康づくりへの支援 (2) 妊娠から子育てへの切れ目ない支援の充実

注：**重点**は後述の「重点的に取り組むべき事項」であることを示す。（以下同様）

【3】重点的に取り組むべき事項

市民アンケート調査結果では、男女共同参画の推進に三豊市が力を入れるべきこととして「企業等に対して、性別にかかわらず働きやすい職場づくりを促進する」の割合が最も高く、次いで「学校での男女共同参画についての教育を充実する」「高齢者や障害者への介護・介助を支援するサービスを充実する」「DVや虐待などの問題について、相談しやすい体制づくりを進める」の順となっています。

男女共同参画の推進に三豊市が力を入れるべきこと(市民アンケート結果)



第3次プランにおいては「男女の働き方の改革」「あらゆる人権の尊重」という二つの項目を重点的に取り組むべき事項として位置付け、施策を推進してきました。

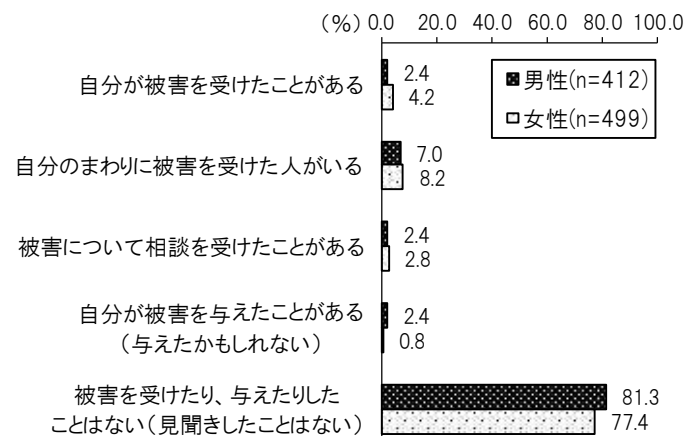
本プランでは「基本理念」の実現と「基本目標」の達成に向けて、国や県の動き、社会経済情勢の変化、本市における新たな課題等を踏まえ、次の三つの「重点的に取り組むべき事項」を定めます。

重点事項1 あらゆる暴力の根絶

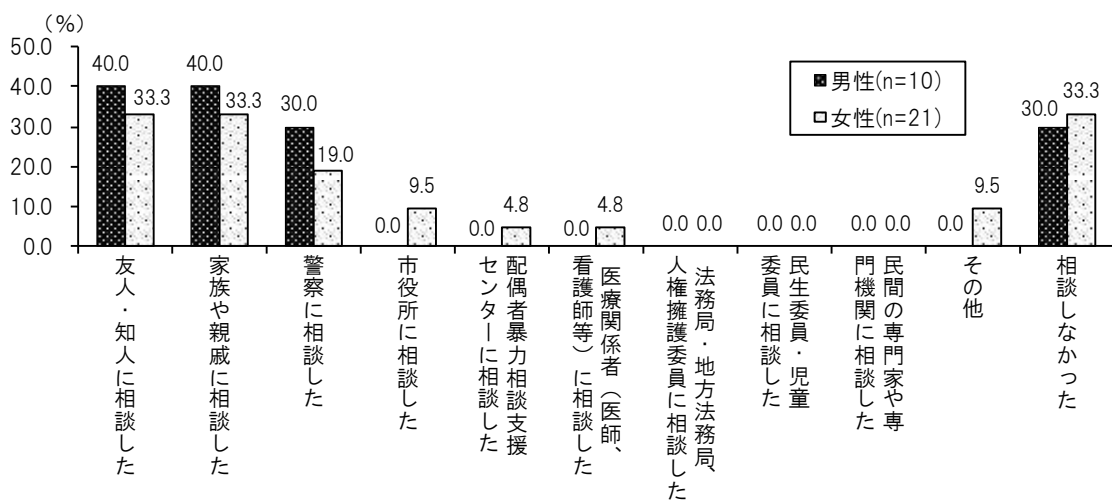
市民アンケート調査結果では、DVについては、女性が被害者となっている割合が相対的に高く、被害について友人や知人、家族や親戚に相談する人は多いものの、むだだと思って相談しなかった、自分さえ我慢すればといった理由で相談しなかった人も多くみられます。

また、DVをなくすためには「相談しやすい環境づくりや窓口の充実」をはじめ「被害者保護やカウンセリングの充実」などが求められています。

ドメスティック・バイオレンス(DV)の経験
(市民アンケート結果)

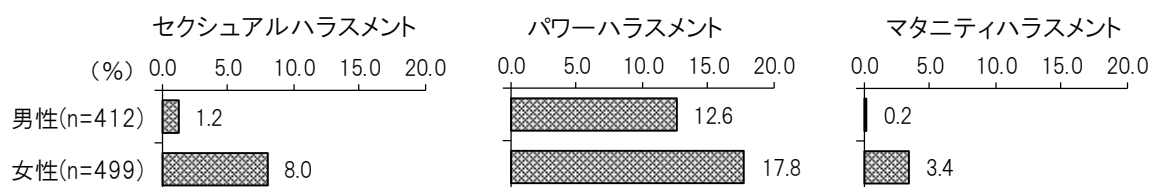


DVに関する相談状況(市民アンケート結果)



ハラスメント行為についても、女性の被害割合が男性を上回っています。

各種ハラスメント「自分が被害を受けたことがある」割合（市民アンケート結果）



高校生アンケートでは、身体的、精神的暴力に加え、勝手にメールを見るなど社会的隔離の被害を受けた生徒も、少ないながらも存在しています。DVに関わっている生徒をどのように発見し、どのように支援していくか、継続的な課題です。

あらゆる暴力を許さない意識づくりに向けて、DV防止に向けた啓発と相談窓口の周知をはじめ、性犯罪やストーカー行為、虐待、インターネット等による性的な嫌がらせやハラスメント行為など、多様化する暴力の防止に向けて、様々な機会を通じた啓発活動の充実が必要です。

特に、若年層に対しては、デートDV等の被害防止に向けて、学校教育の場などにおける教育や意識啓発の強化が必要です。

男女共同参画の推進に三豊市が力を入れるべきことについて「DVなど相談しやすい体制づくり」は、上位に回答されていることから、きめ細かな相談支援体制づくりに向けた取組が必要です。

主な取組目標（大項目）

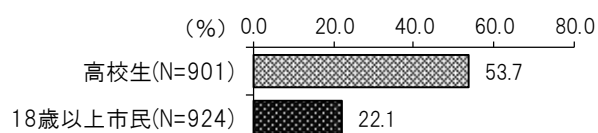
- ・ DV防止に向けた啓発と相談窓口の周知
- ・ ストーカー被害、インターネットによる精神的被害の拡大防止
- ・ 若年層へのデートDV等防止の啓発の強化
- ・ 市・県・医療機関・警察・自治会等の連携による連絡・救済体制の充実
- ・ ハラスメント防止に向けた広報・啓発

重点事項2 教育等を通じた男女の意識改革・理解の促進

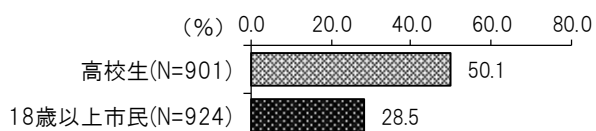
男女の平等意識について、今回の高校生アンケート結果と18歳以上市民を比較すると、高校生では、ほぼ全ての項目で18歳以上市民の平等意識を大きく上回っています。

高校生と18歳以上市民との比較「男女平等になっている」への回答割合

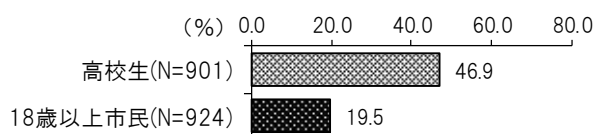
① 家庭生活



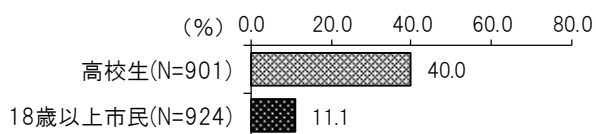
⑤ 法律や制度の上



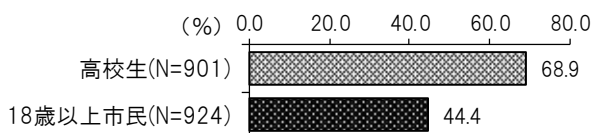
② 自治会やPTAなどの地域活動の場



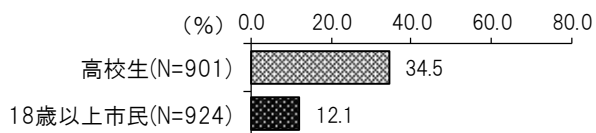
⑥ 社会通念・慣習・しきたりなど



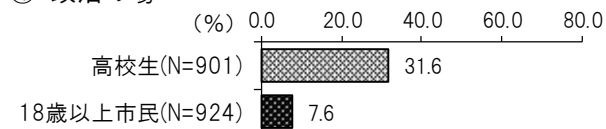
③ 学校教育の場



⑦ 社会全体



④ 政治の場

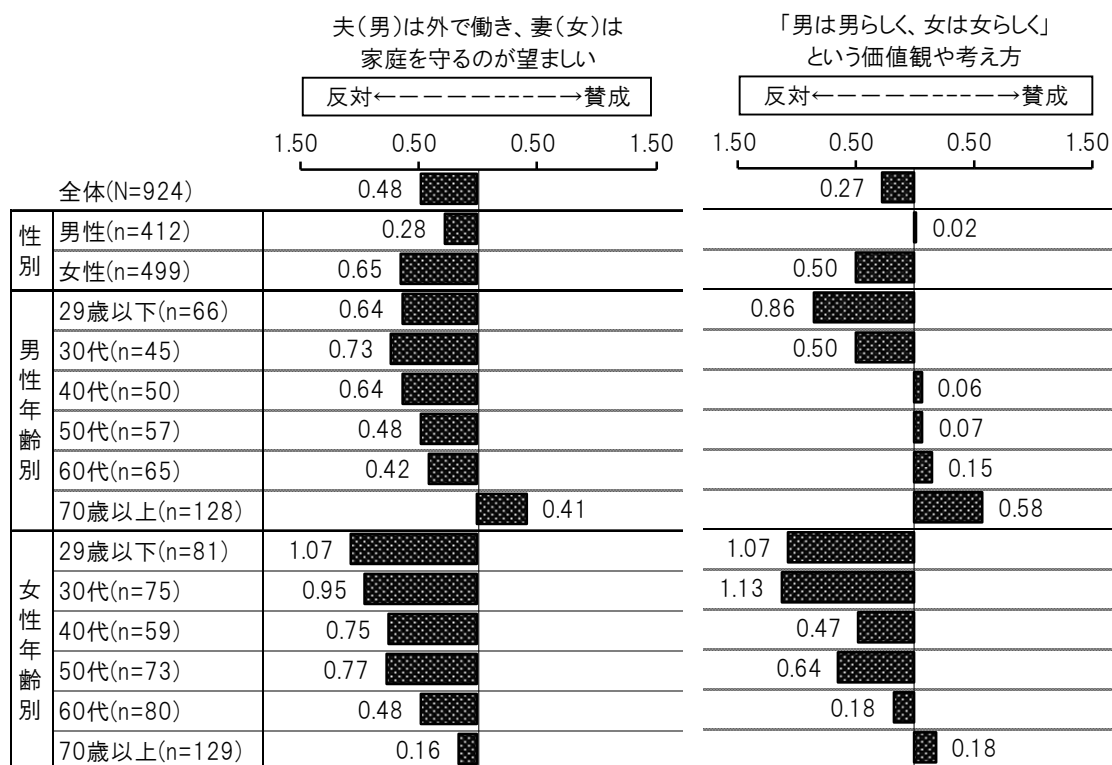


注：「③学校教育の場」について、高校生では「授業・部活・校則・委員会活動等」となっている。

高校生が就職等により社会に出ると、賃金や待遇、昇進や昇格に存在する「男女間の格差」を現実のものとして体験していくことがうかがえます。

今の小学生や中学生、高校生など児童・生徒が、大人になり社会に出て家庭を持ち、子育て中心の時期となる2040年代を見据えた中長期的な目標設定も視野に入れる必要があります。

また、市民アンケート調査結果では、家庭生活と男女の役割について「男は外で働き女は家庭を守るのが望ましい」や「男は男らしく、女は女らしくという価値観や考え方」に代表される「固定的な性別役割分担意識」は、依然として根強く、年齢による差が顕著となっています。男女共同参画に関する年齢などに応じた効果的、継続的な意識啓発への取組が必要です。



注：上記の数値は平均評定値

平均評定値とは、「賛成」「どちらかといえば賛成」「どちらかといえば反対」「反対」それぞれの回答件数に係数を乗じ、加重平均して算出した値で、グラフ上では左側が反対、右側が賛成を示す指標である。

主な取組目標（大項目）

- ・ 学校教育を通じて、男女共同参画に関する理解と認識を深め、積極的に行動しようとする子どもの育成
- ・ 幅広い世代に対する固定的な性別役割分担意識の解消、性差への偏見の解消
- ・ 若い世代の心を大切にした啓発活動の強化、進路など将来を見据えた意識改革、情報発信の強化
- ・ アンコンシャスバイアスの理解促進

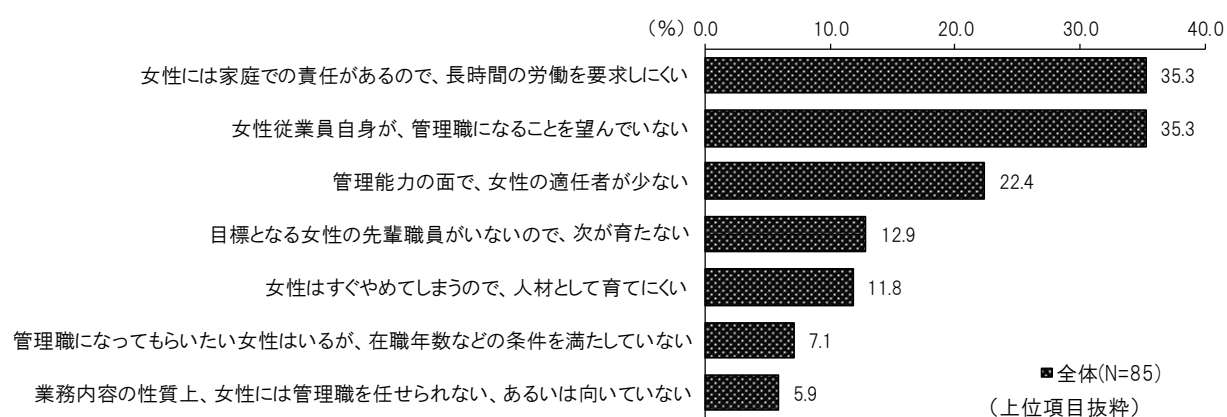
重点事項3 働き方改革の推進

市民アンケート調査では、男女共同参画の推進に三豊市が力を入れるべきこととして「企業等に対して、性別にかかわらず働きやすい職場づくりを促進する」は、最も多く回答されています。

社会での活躍を望む女性に対する様々な阻害要因の排除と、誰もが働きやすい職場環境づくりは、本市における重要な施策として位置付けられます。

また、今回の事業所アンケート調査では、女性の管理職登用については積極的な意識を示す事業所が多くみられましたが「女性には家庭での責任がある」「女性自身が管理職になることを望んでいない」といった理由から、登用が進んでいないという現状がみられます。

女性を管理職に登用する際の課題(事業所アンケート結果)



事業所の経営者層への意識啓発の充実をはじめ、性別にかかわらず育児休業や介護休業を取得しやすい環境づくり、柔軟な働き方に関する情報提供の強化などが必要です。

性別にかかわらず、誰もがワーク・ライフ・バランスを実現することができる「働き方改革」の在り方に視点を置き、現行計画における重点施策の更なる推進、取組の強化を図る必要があります。

主な取組目標(大項目)

- ・ 事業所への意識啓発の強化、小規模事業所や大規模事業所など、事業所の特性に応じた効果的な啓発活動の推進
- ・ 男性中心型労働慣行(男性世帯主労働型)の解消
- ・ 性別にかかわらず育児休業・介護休業を取得しやすい環境づくり
- ・ きめ細かな子育て支援サービス、介護支援サービスの充実、強化
- ・ DXの推進と共に進めるテレワーク等多様な働き方の定着促進

第4章 施策の展開

【基本目標Ⅰ】 人権の尊重

注：第4章以降は骨子の状態です。

1 誰もが人権を尊重する社会の実現

(1) 人権を尊重する意識づくり

【現状の整理】

- ・ 男女共同参画の取組は、人権尊重施策が基盤となっています。近年、LGBTQ（性的少数者）への配慮をはじめ、SNS等ICT（情報通信技術）を活用したデジタルツールの急速な普及を背景とした差別的な表現の防止、多様化するメディアに対するリテラシー意識の醸成など、取り組むべき施策は多岐にわたります。

【主な課題】

- 子どもの頃からの、人権尊重意識を高める人権教育などの取組をはじめ、多様なメディアを活用した広報や情報発信など、お互いを尊重し合う意識づくり、環境づくりの充実が必要です。

既存の取組※

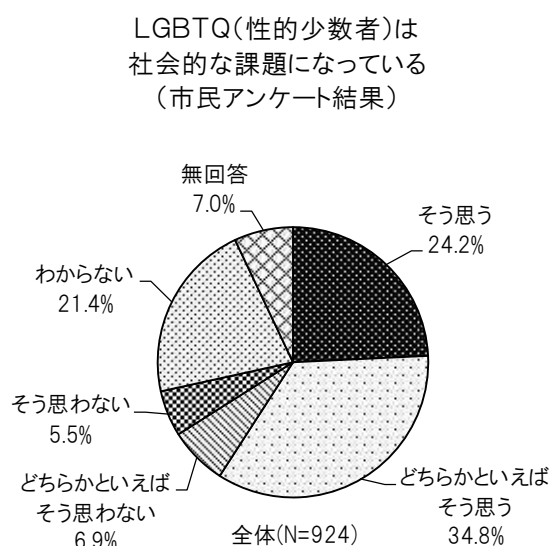
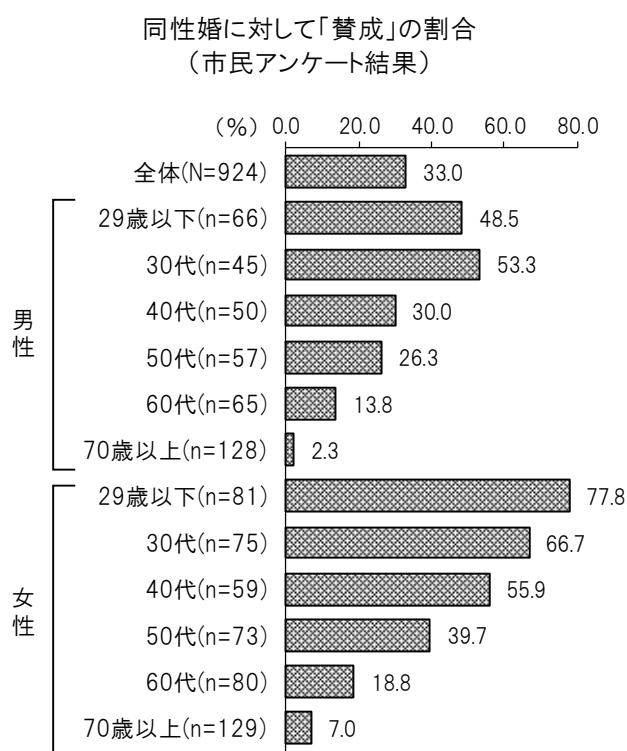
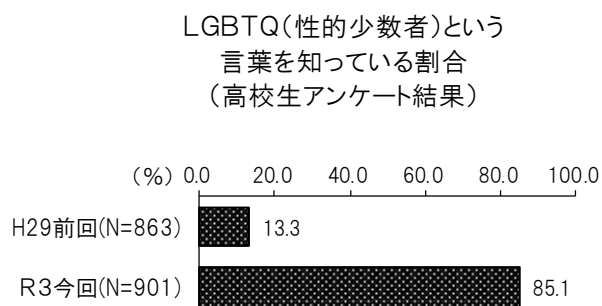
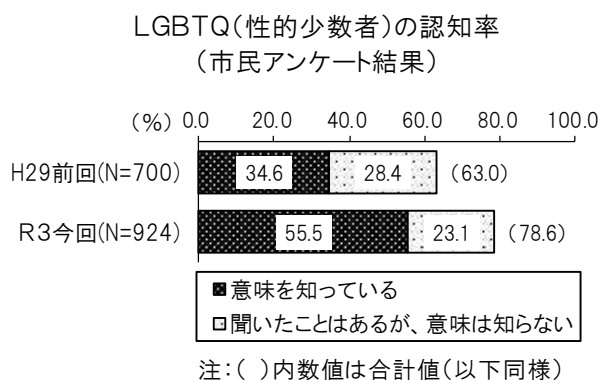
- 140 広報・啓発活動の推進
- 141 市の刊行物における女性の人権を侵害する表現の排除
- 143 男女共同参画の視点に立った広報の推進
- 142 学校・家庭・地域社会が連携した性に関する有害環境浄化活動の推進
- 144 メディアを正しく読み取るための情報教育の充実
- 145 インターネット等における男女の人権尊重の普及・啓発
- 95 人権擁護委員、行政相談員、民生委員・児童委員の相談業務の推進
- 96 人権擁護委員、行政相談員、民生委員・児童委員の相談業務の推進

※ 「第3次三豊市男女共同参画プラン施策の具体的取組状況一覧表」における、今後も継続予定の取組のこと。
また、表中の番号は、同「一覧表」の通し番号を示す。以下同様

- 上記「既存の取組」については、今後、類似する取組内容を括って文章化する予定です。（例：140番と141番、143番をそれぞれひとまとめにして文章化する・・・など。）
- 「新規の取組」については、委員からのご意見等を踏まえ、今後、素案の作成に向けて検討していきます。（以下同様）

(2) 性の多様性に対する理解の促進

- ・ 市民アンケート調査結果では、LGBTQ（性的少数者）の認知率は、5年前の調査から大幅に増加しているとともに、約6割の市民が社会的な課題であることを認識しています。また、身近にLGBTQ（性的少数者）の人がいると認識している人は、同性婚に対して賛同する人が多い傾向にあり、特に若い年齢層ほど、その割合が高い結果となっています。



【 主な課題 】

- L G B T Q（性的少数者）に関する正しい知識の周知、偏見などに対する啓発の強化が必要です。特に、女性は男性に比べて、行政に対して「多様な性」に対する理解の促進を求めています。

既存の取組

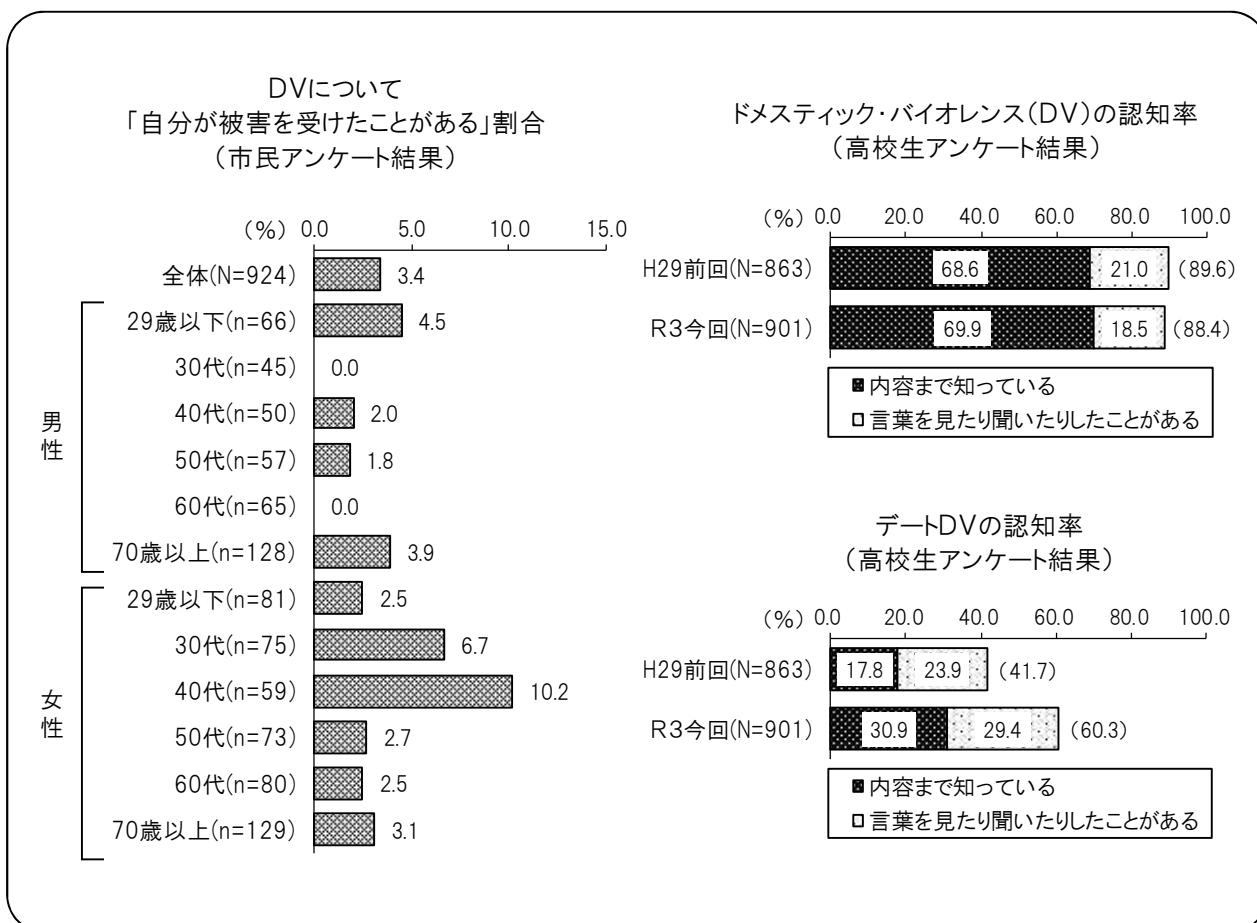
- 79 市内におけるダイバーシティ対策に関する情報の発信
- 150 庁舎内における理解の推進
- 151 L G B T への理解促進
- 152 パートナーシップにおける性の多様性への理解促進

2 あらゆる暴力を根絶する社会づくり（DV防止市町村基本計画） **重点**

（１）あらゆる暴力や虐待の根絶に向けた意識啓発の推進

【現状の整理】

- 本市では、暴力防止に関する情報提供や若い世代に対するデートDV予防のための啓発活動、児童や高齢者、障害者への虐待防止対策など、多様な暴力防止施策に取り組んできました。
- 市民アンケート調査結果では、DV被害の経験者は、女性の40代に最も多く、相談先としては、友人・知人や家族、警察に相談した人が多い一方、公的な相談機関に相談した人は少ない状況です。また、男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきこととして「DV等の暴力について相談しやすい体制づくり」が上位に回答されています。
- 高校生アンケート調査結果では「ドメスティック・バイオレンス（DV）」の言葉の認知率は約9割で「デートDV」は約6割です。デートDVは、5年前の調査結果から認知率は大幅に上昇しており、特に女性の認知率が高くなっています。また、DVに関する相談機関については「知らない」が7割近くを占めています。



【 主な課題 】

- DVをはじめ虐待やストーカー行為など、あらゆる暴力の防止に関する継続的かつ効果的な啓発に向け、より幅広い年齢層や職域に向けた啓発方法の検討が必要です。
- 啓発活動にあたっては、教育・保育機関や介護・障害福祉サービス提供事業所との連携の強化が必要です。また、相談機関については、より一層の周知が必要です。

既存の取組

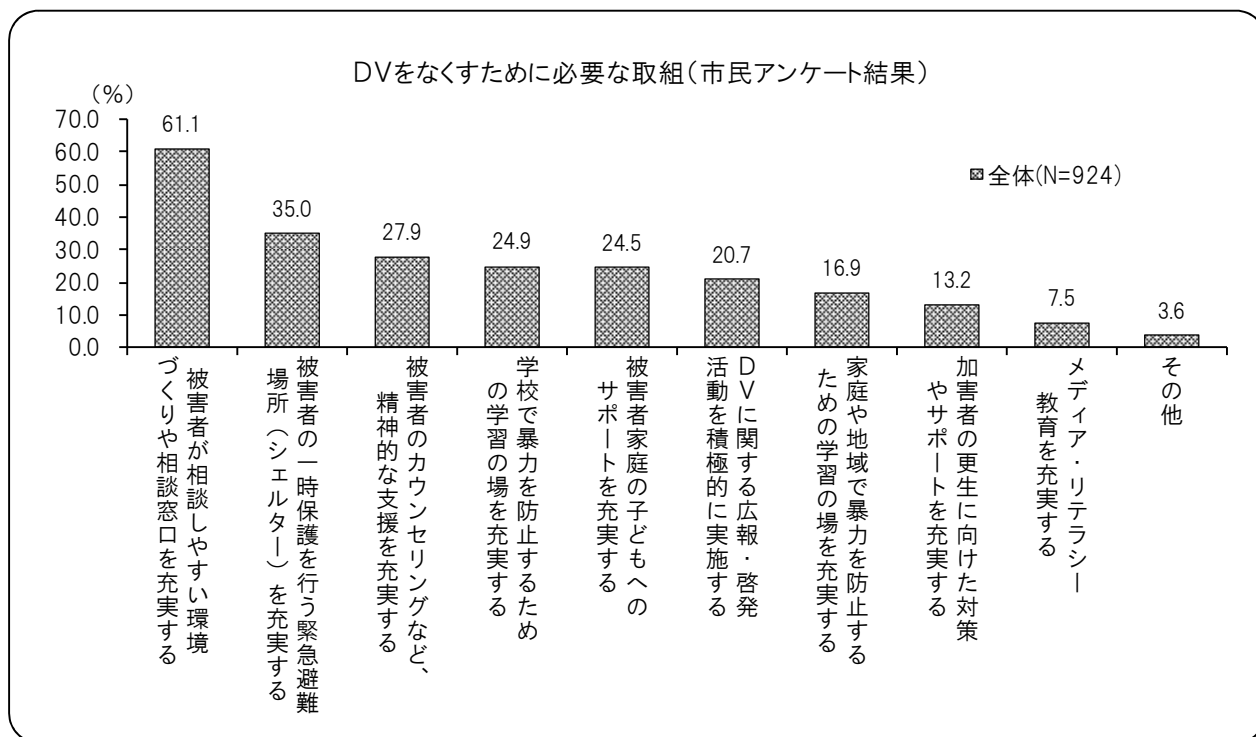
5 高校生に対する意識啓発

- 153 「ストーカー規制法」「配偶者暴力防止法」などの関連法律の内容や趣旨の周知
- 154 「ストーカー規制法」「配偶者暴力防止法」などの関連法律の内容や趣旨の周知
- 156 若年層へのデートDV予防啓発・教育の推進
- 157 若年層へのデートDV予防啓発・教育の推進
- 163 早期発見・対応のため、市民の通報義務についての周知・啓発の推進
- 164 早期発見・対応のため、市民の通報義務についての周知・啓発の推進
- 175 児童・高齢者・障害者等への虐待防止に向けた広報・啓発活動の推進
- 176 児童・高齢者・障害者等への虐待防止に向けた広報・啓発活動の推進
- 168 虐待の予防と早期発見・早期対応のための活動
- 171 虐待の予防と早期対応のための各機関との連携の強化
- 174 児童・高齢者・障害者等への虐待防止に向けた広報・啓発活動の推進
- 169 虐待の予防と早期発見・早期対応のための活動
- 172 虐待の予防と早期対応のための各機関との連携の強化
- 170 虐待の予防と早期発見・早期対応のための活動
- 173 虐待の予防と早期対応のための各機関との連携の強化

(2) きめ細かな被害者支援体制の整備

【 現状の整理 】

- ・ 市民アンケート調査結果では、DVをなくすための取組として、被害者が相談しやすい環境づくりや相談窓口の充実を筆頭に、緊急避難場所（シェルター）の充実、被害者へのカウンセリングなどが求められています。



【 主な課題 】

- 相談機関に関する情報提供の充実、性別や年齢など対象に応じた効率的な周知方法の検討、相談しやすい環境づくりが必要です。
- 被害者への適切な支援に向けて、県などの関係機関との連携による被害者の安全の確保を図るとともに、メンタルヘルスに関する様々な困りごとや悩みなど、専門的な相談支援体制の整備が必要です。

既存の取組

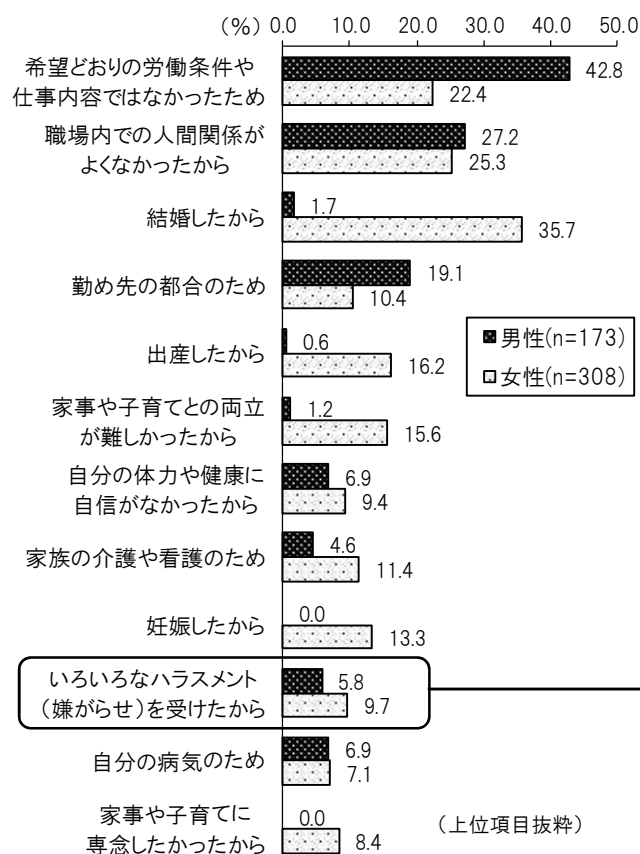
- 155 被害者からの相談体制の周知
- 158 人権 110 番など電話相談の普及・啓発
- 161 被害者からの相談体制の整備
- 159 市・県・医療機関・警察・自治会等の連携による連絡・救済体制の充実
- 160 市・県・医療機関・警察・自治会等の連携による連絡・救済体制の充実
- 162 男性被害者への支援の充実

(3) ハラスメント防止対策の推進

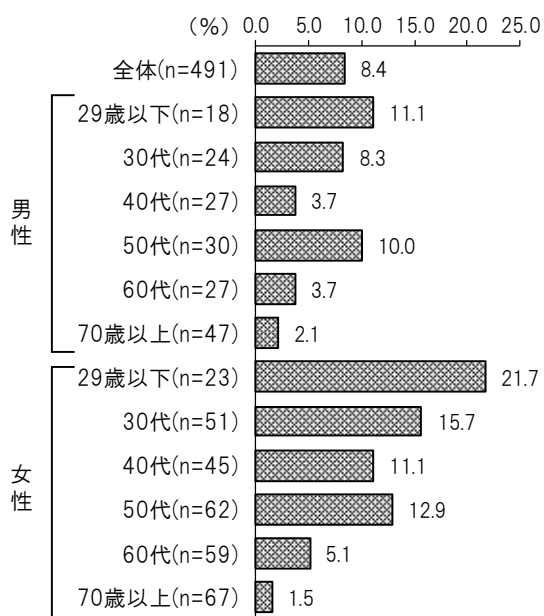
【 現状の整理 】

- ・ 本市では、ハラスメント対策として、市職員に対する研修や市民への広報、啓発、市内事業所等へのハラスメントを禁止する規定整備の促進などを実施してきました。
- ・ 市民アンケート調査結果では、セクシュアルハラスメントをはじめとする各種ハラスメントは、いずれも女性が被害を受けた割合が高い現状にあります。また、パワーハラスメントは男性の30代でも多い傾向にあります。また、若い年齢層の女性は、職場での「ハラスメント」の被害が大きな退職理由の一つとなっています。
- ・ 事業所ヒアリング調査結果では、ハラスメント対策として「コンプライアンス委員会の設置」をはじめ「従業員研修、管理職研修の充実」「気付かないパワハラに気付く環境づくり」「内部通報制度」「アンガーマネジメント講演会の開催」などを実施している事業所がみられました。

退職理由(市民アンケート結果)



「いろいろなハラスメント(嫌がらせ)を受けたから」の内訳



【 主な課題 】
○ 市内の事業所や地域活動団体等を対象に、セクシュアルハラスメントをはじめとする、各種ハラスメントの防止に向けた講座や研修等への参加の促進、相談窓口の周知に向けた取組が必要です。
○ 庁内においては、全職階の職員を対象としたハラスメント研修の実施などが必要です。

既存の取組
165 市職員のハラスメント等に関する研修の実施
166 ハラスメント防止に向けた広報・啓発
167 市内企業へハラスメントを禁止する規定整備の促進

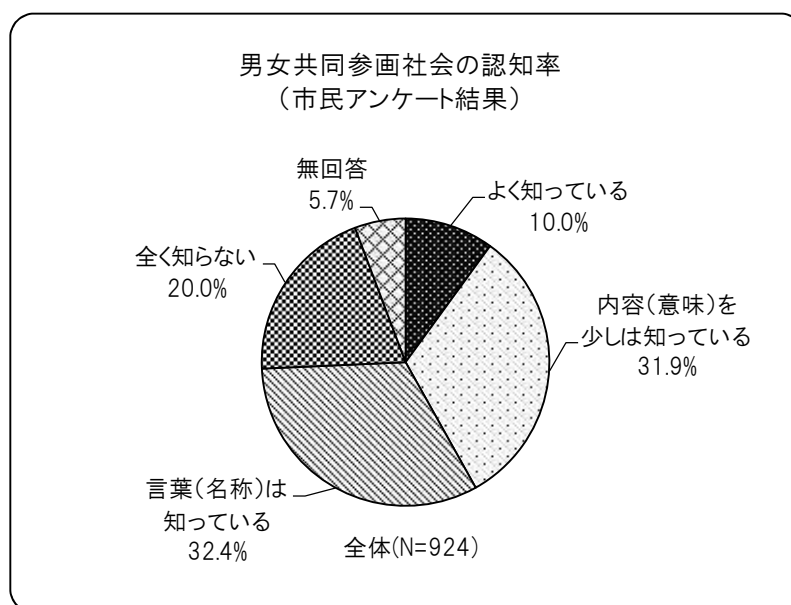
【基本目標Ⅱ】意識の改革

3 男女共同参画の意識づくり

(1) 啓発活動と情報提供の充実

【現状の整理】

- ・ 市民アンケート調査結果では「男女共同参画社会」という言葉は、少しずつ浸透しつつありますが、言葉だけ知っている人や全く知らない人も依然として多くを占めています。また「男は外で働き、女は家庭を守るのが望ましい」や「男は男らしく、女は女らしく」に代表される「固定的な性別役割分担意識」は依然として根強く、年齢による差が顕著にみられます。特に、年齢が高い層ほど根強く、若い年齢層との大きな乖離がみられます。



【主な課題】

- 固定的な性別役割分担意識の解消に向けては、年齢層に応じたより効果的な啓発の推進が必要です。
- 多様な手段による情報の発信を軸に、今後は、特に高校生や大学生、若い社会人など、これからのまちづくりを担う世代に向けて、男女共同参画に対する理解を更に深め、意識を高めるためのきっかけづくりが必要です。特に、国際的にみた我が国のジェンダー・ギャップの現状をはじめ、政治など政策・方針決定過程における現状などを分かりやすく周知し、一人一人が問題意識を持つことが重要です。

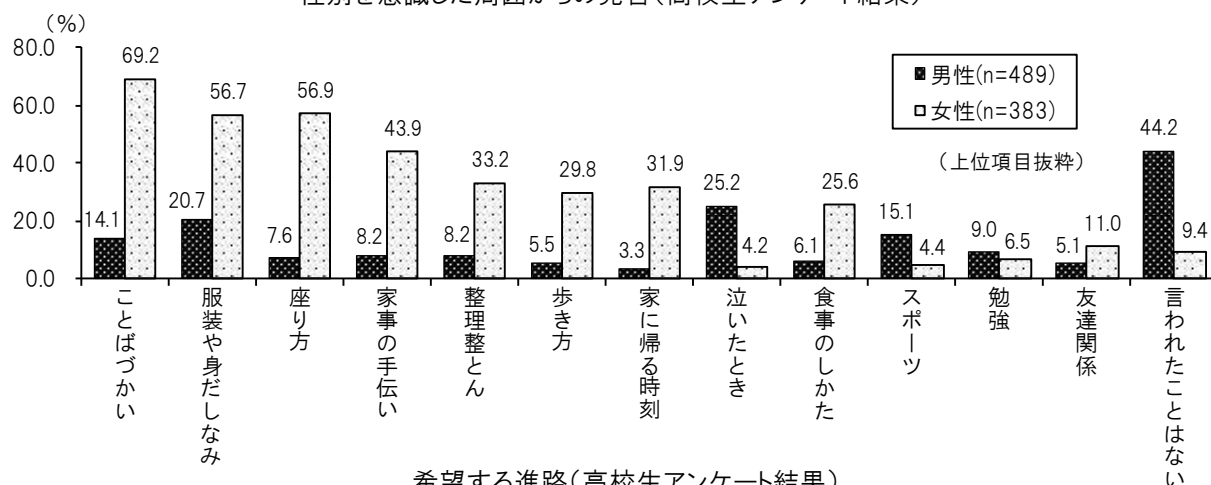
既存の取組	
1	男女共同参画プランの広報・普及
2	講演会・講座など研修の開催
3	家庭・地域・職場における固定的役割分担の見直しに関わる啓発
4	「男女共同参画週間」に合わせた啓発事業の実施
6	市民団体等が行う男女共同参画推進事業に対する支援
7	情報、資料提供の場の設置
8	市ホームページや広報誌・パンフレットなどによる情報提供
9	市民団体が行う情報発信の支援
10	男女共同参画に関するライブラリーの充実（DVD・資料などの収集）

(2) 若い世代の心を大切にしたい男女共同参画の推進

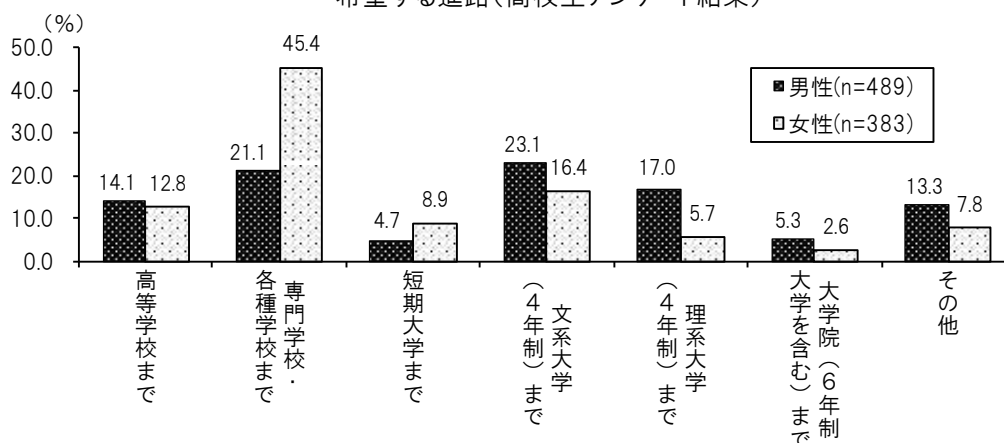
【現状の整理】

- ・ 高校生アンケート調査結果では、性別を意識した周囲からの発言として「ことばづかい」「服装や身だしなみ」「座り方」「家事の手伝い」などが多く回答されていますが、それぞれ女性のほうが男性を大きく上回っています。男性は「泣いたとき」や「スポーツ」などで女性を上回っていますが「言われたことはない」が4割を占め、女性との差が顕著となっています。

性別を意識した周囲からの発言(高校生アンケート結果)



希望する進路(高校生アンケート結果)



【主な課題】

- 保護者やその周囲の人に対する意識啓発の充実が必要であるとともに、性別役割分担意識が固定化しないように、性別にかかわらず多様な選択を可能にする教育・保育の推進が必要です。

既存の取組

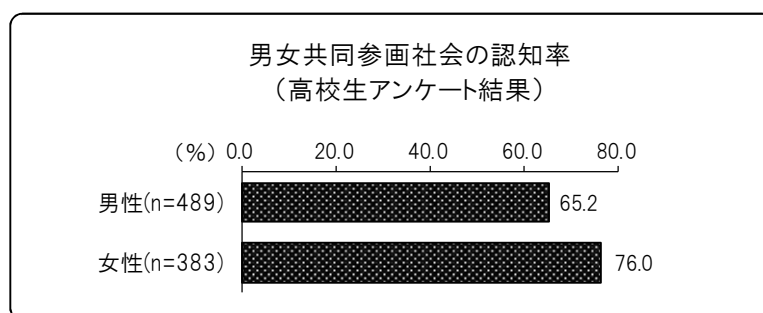
14 地域の大学と連携した男女共同参画の推進

4 自分らしさを育む学びの場の充実 **重点**

(1) 教育・保育の場における男女共同参画の推進

【現状の整理】

- ・ これまで本市では、教育・保育の場において、広い視野を持ち、多様な選択肢から自身の生き方を考えるキャリア教育の推進や固定的な性別役割分担意識にとらわれない環境づくりに取り組んできました。
- ・ 高校生アンケート調査結果では「男女共同参画社会」という言葉の認知率は約7割を占め、若い世代に浸透しつつあります。特に、女性の認知率が男性を上回っています。
- ・ 市民アンケート調査結果では、男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきこととして「学校での男女共同参画についての教育を充実する」が二番目に多く回答されています。次代を担う子どもへの意識づくりは、市民のニーズとしても非常に高いことが分かります。



【主な課題】

- 学校、幼稚園、保育所において、児童・生徒がその発達段階に応じて、個性や能力を十分に発揮できるよう、性別にかかわらずお互いを尊重する意識の醸成を促進することが必要です。

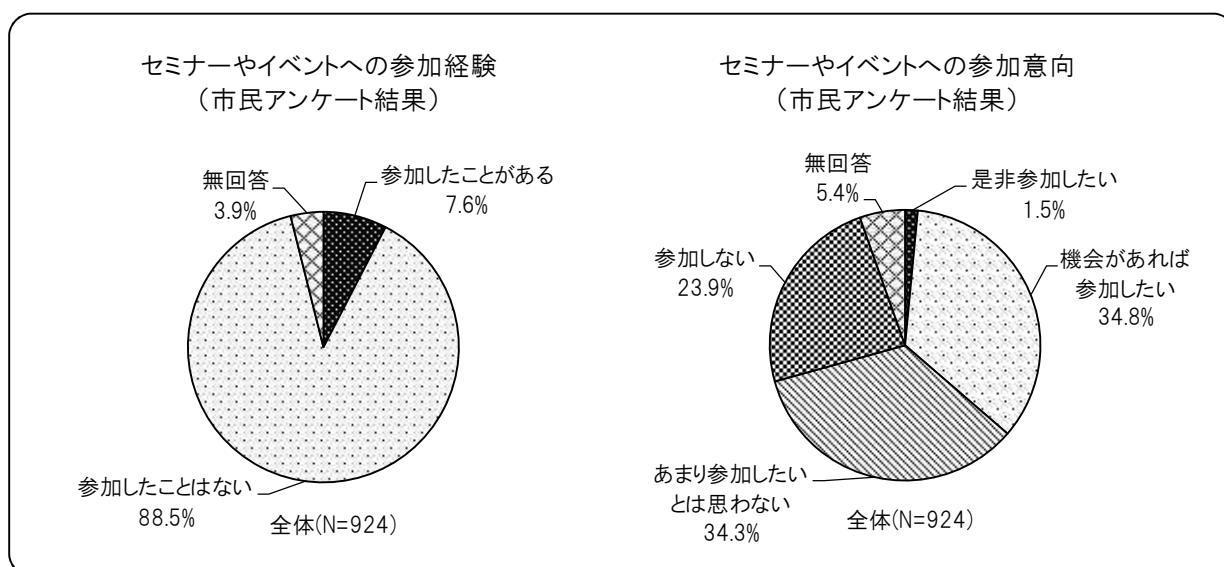
既存の取組

- 11 男女共同参画の視点に立った進路指導の推進
- 12 男女平等の視点からの学校教育・保育の推進
- 13 男女平等の視点からの学校教育・保育の推進
(15は除外する?)
- 16 家事の手伝いを推奨し、家庭での男女共同参画意識を普及
- 17 家事の手伝いを推奨し、家庭での男女共同参画意識を普及
- 18 保護者を通じた男女共同参画の推進
- 19 保護者を通じた男女共同参画の推進
- 20 学校における男女共同参画の推進
- 27 教育関係者の男女共同参画の意識の向上
- 28 男女共同参画を推進する教材の選定
- 29 男女共同参画を推進する教材の選定

(2) 多様な学びの場の充実

【 現状の整理 】

- ・本市では、男性にも参加しやすいセミナーの開催をはじめ、公民館等における男女共同参画に関する講演会の開催や生涯学習の場における青少年の世代間交流などに取り組んできました。
- ・市民アンケート調査結果では、男女共同参画に関するセミナーやイベントへの参加経験は1割未満と少ない現状です。しかし「機会があれば参加したい」を含めて、3人に1人以上が今後の参加意向を示しています。



【 主な課題 】

- 生涯学習の場の活用をはじめ、市民へ多様な学習機会を提供し、コロナ対策を踏まえた学びの場の充実が必要です。また、セミナーやイベントの告知方法について、幅広い年齢層に的確に届ける効率的な周知方法の検討が必要です。

既存の取組

- 21 男女共同参画研修への男性参加の推進
- 22 男女共同参画研修への男性参加の推進
- 23 各種団体への情報提供
- 24 各種団体への情報提供
- 25 世代間交流を含めた青少年の生涯学習の充実
- 26 図書館における男女共同参画に関する啓発

【基本目標Ⅲ】参画の推進（女性活躍推進計画）

5 女性の活躍を推進する環境づくり **重点**

（１）政策・方針決定過程における女性活躍の促進

【現状の整理】

- ・本市では、審議会等における女性委員の登用促進施策をはじめ、市民に向けて、議会や政治、選挙に関する興味、関心を醸成するための啓発活動に取り組んできましたが、本市の審議会等における女性委員の登用率は、全国平均や香川県の平均を下回っています。
- ・また、本市の一般行政職における女性管理職の比率は、全国や香川県の平均を上回っているものの２割を下回っています。

	審議会等委員数※			職員管理職		
	委員総数 (人)	女性委員 (人)	女性委員 割合(%)	総数 (人)	女性 (人)	女性管理職 割合(%)
三豊市	595	150	25.2	53	10	18.9
香川縣市町平均	-	-	28.7	-	-	12.3
全国市区町村平均	-	-	27.6	-	-	13.0

※ 地方自治法(第 202 条の3)に基づく審議会等における登用状況

資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
(令和3(2021)年4月1日現在)

【主な課題】

- 審議会等の女性の積極的な登用に向けた取組の強化が必要であるとともに、女性リーダーの育成に向けた研修の充実や女性が活躍しやすい環境づくりが必要です。
- 庁内職員については「三豊市特定事業主行動計画」に基づき、性別にとらわれない適材適所の人員配置をはじめ、女性の更なる職域拡大施策に向けた取組が必要です。

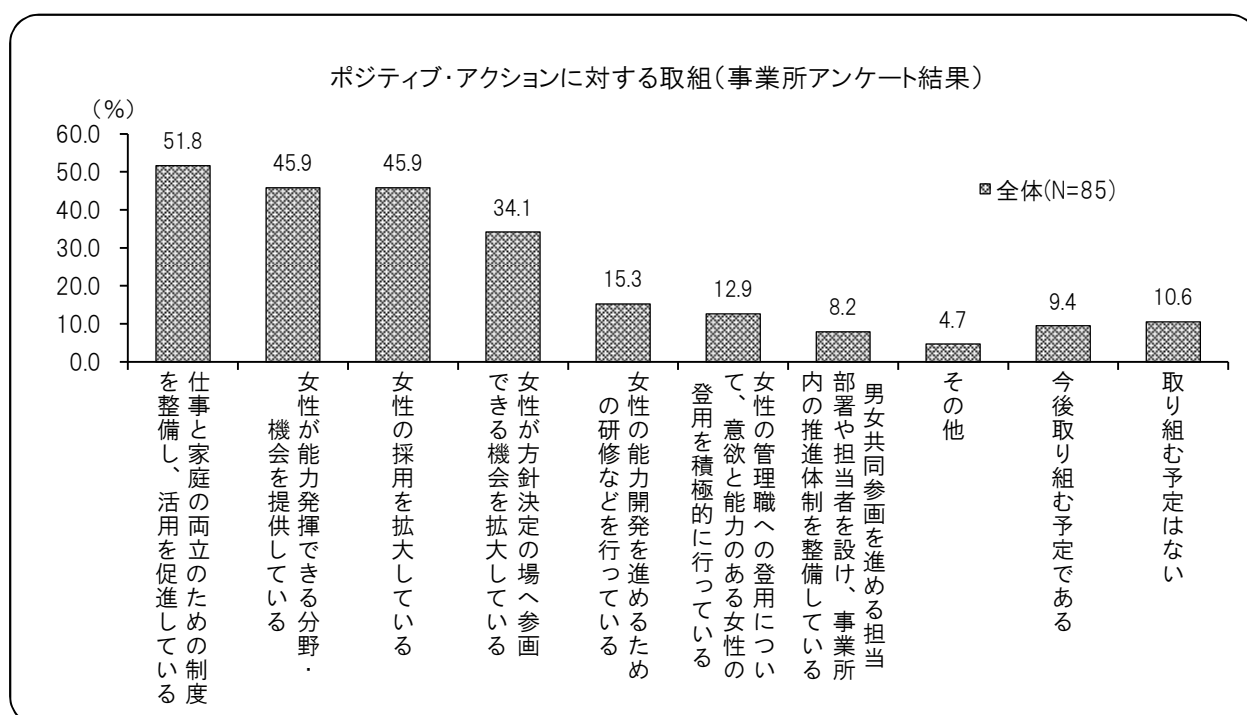
既存の取組

- 30 議会だより・ホームページや議会中継による啓発
- 31 新成人に向けた啓発も含めた選挙投票の推進
- 32 各種審議会・委員会に占める女性の比率の公表と女性委員登用の呼びかけ
- 33 特定事業主行動に基づく取組の推進
- 34 職員に対する人材育成、研修の実施
- 35 職員に対する人材育成、研修の実施
- 36 女性職員の管理職への登用の推進
- 37 プロジェクト参画への推進

(2) 誰もが能力を発揮できる機会の拡充

【現状の整理】

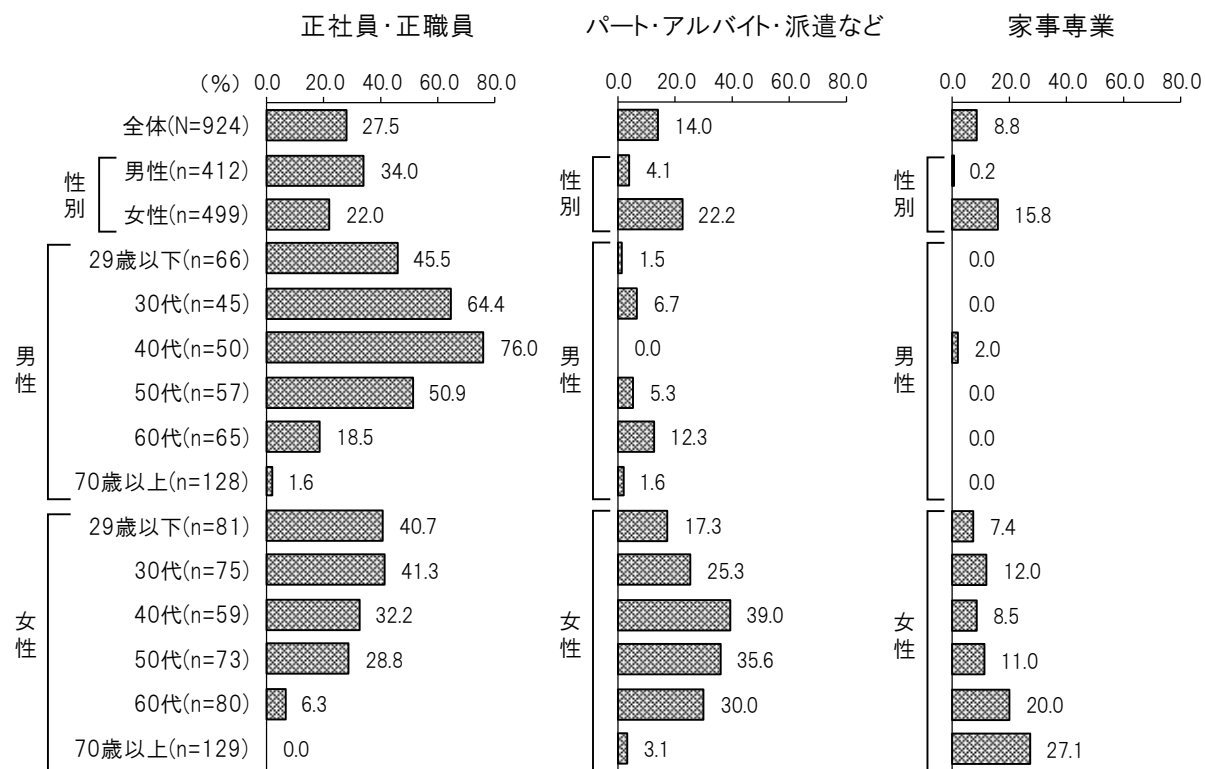
- ・ 事業所アンケート調査結果をみると「ポジティブ・アクション（積極的改善措置）※」には大半の事業所が取り組んでおり、その内容としては「仕事と家庭の両立に向けた制度」をはじめ「女性が能力を発揮できる分野・機会の提供」「女性の採用拡大」などが多くみられ、女性管理職がいる事業所ほど、その割合が高い傾向にあります。
- ・ 一方で、女性を管理職に登用するにあたっては、女性には家庭での責任があるため長時間の労働を要求しにくいことや女性従業員自身が管理職になることを望んでいない、また、女性の適任者がいないといったことを課題として挙げる事業所が多くなっています。特に、家庭での責任を理由として回答しているのは、従業員数の少ない小規模事業所で多くなっています。
- ・ 事業所ヒアリング調査結果では、女性を管理職に登用するにあたって、個人の能力や勤続年数、経験によって登用している事業所やキャリアアップのための社内研修など、研修機会の充実と資格取得への支援に積極的に取り組んでいる事業所もみられました。



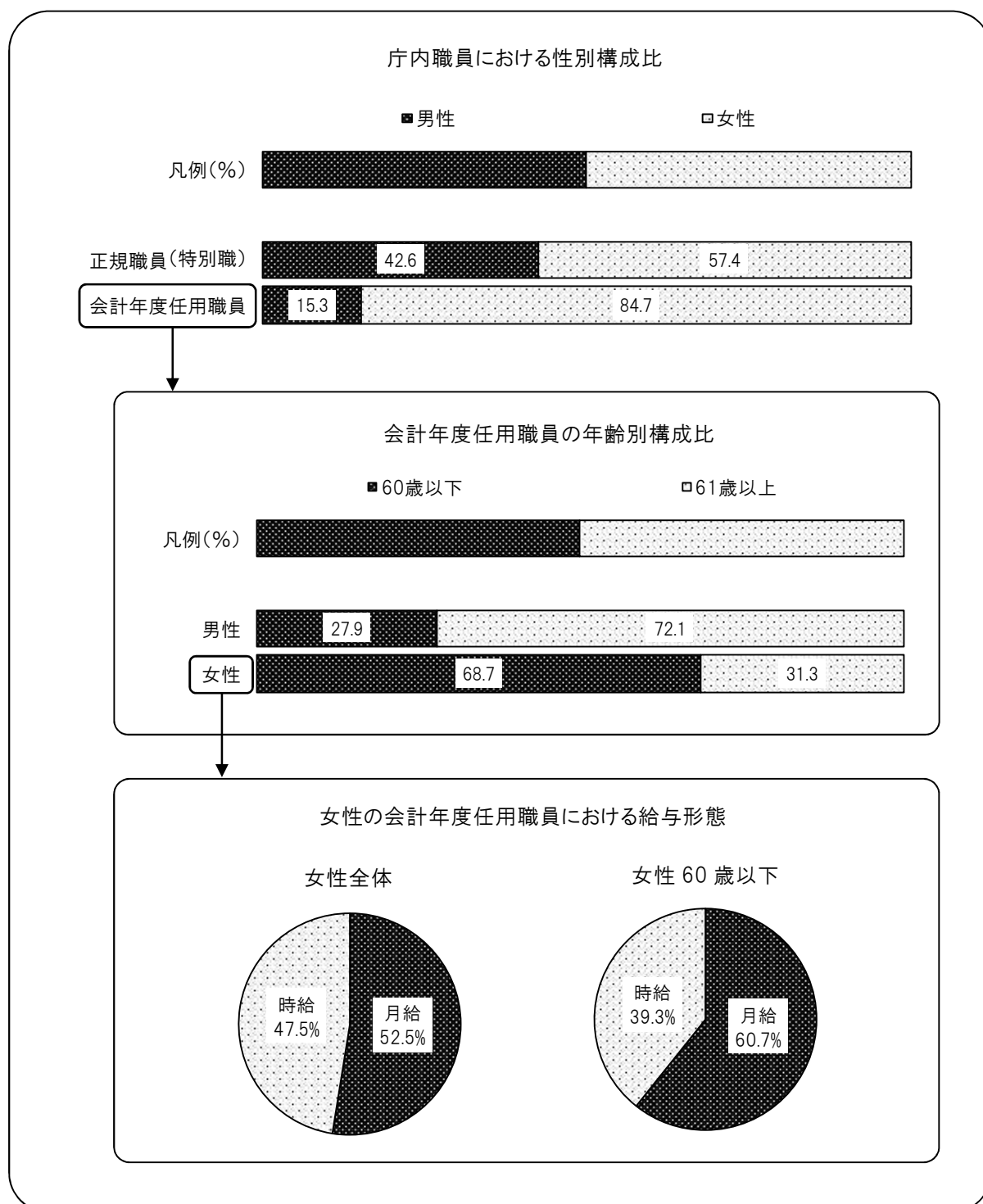
※【ポジティブ・アクション(積極的改善措置)】固定的な性別役割分担意識や慣行などから、例えば「営業職に女性がほとんど配置されていない」「管理職は男性が大半を占めている」など、男女労働者の間に事実上、差が生じている時、それを解消するため企業が行う自主的かつ積極的な取組のこと。

- ・ 市民アンケート調査結果では、職業別構成についてみると、女性は「パート・アルバイト・派遣など」「家事専業」の割合が男性を大きく上回っており、特に女性 40 代以上の年齢層では「パート・アルバイト・派遣など」で 3～4 割を占めています。

職業別構成(市民アンケート結果)



- ・ 庁内の正規職員における性別構成比をみると、男性が 42.6%、女性が 57.4%となっています。一方、会計年度任用職員※の性別構成比をみると、男性が 15.3%、女性が 84.7%となっています。また、年齢別構成比をみると、男性は 61 歳以上で 72.1%を占めていますが、女性は 60 歳以下で 68.7%となっており年齢差が顕著となっています。さらに、会計年度任用職員の女性 60 歳以下では、その約 4 割が時給の給与形態となっています。



資料：庁内資料

※ 【会計年度任用職員】「地方公務員法」の改正に伴い、令和2(2020)年度に新設された非常勤職員の制度のこと。これまで嘱託職員や臨時職員といった非常勤職員は「会計年度任用職員」へと移行された。

【 主な課題 】

- 事業所等におけるポジティブ・アクション（積極的改善措置）の更なる浸透を図る取組の充実が必要です。
- 女性の活躍促進に向けた男性、女性の意識改革の促進が必要です。特に女性は、男性に比べ非正規の割合が高い現状にあり、女性の家事等の負担やそれを理由として正規で働くことの妨げにならないよう、家事等の負担軽減策の検討をはじめ、社会全体で意識改革に取り組んでいく気運の醸成が必要です。

既存の取組

- 38 性別にとらわれない採用・配置・昇進の促進の啓発
- 39 ポジティブ・アクションの促進
（38～39 はHPでの記事等の紹介）
- 44 地域で働く女性のネットワークづくり

(3) 農業経営・商工自営業等における女性の参画促進

【現状の整理】

- ・本市では、農林水産業や商工自営業を対象とした、家族経営協定の締結の促進や農山漁村の女性リーダーを育成する「アグリレディセミナー」「みとよ若嫁ファーム」など、様々な女性活躍支援策に取り組んできました。
- ・一方で、市民アンケート調査結果では、農林水産業や商工自営業の家族従業者において「女性の仕事は補助的業務が多い」「賃金や昇給の面で男女に差がある」といった、男女間の格差についての回答が多くみられます。また、男女が共に働きやすい社会環境をつくるために必要なこととして「農林水産業や自営業の家族間の役割分担や家族経営協定の締結を促進する」が、ほかの職業に比べて多く回答されていることが特徴的です。

職場での男女間の格差(市民アンケート結果) 上位項目抜粋

単位 (%)	気が利く 男が利用 するに 見 慣 習 や 介 護 休 業	賃金や 昇給の 面で 男女に 差	昇進や 昇格の 面で 男女に 差	配属場 所が限 られて いる	女性 の仕 事は 補助 的業 務が	募集 や採 用の 面で 男女 に差	職 女 性 は 慣 習 や 出 産 機 会 に 退	女性 は い ろ ろ な ハ ラ ス メ を 受 け や メ	女性 は 業 務 に あ ま り 関 係 の
全体(n=848)	31.3	27.1	25.9	20.5	19.3	18.9	15.2	12.1	10.0
【職業別】									
農林水産業(経営主)(n=31)	19.4	19.4	16.1	9.7	16.1	3.2	6.5	6.5	9.7
商工・サービス業(経営主)(n=36)	13.9	22.2	19.4	19.4	16.7	16.7	19.4	8.3	16.7
農林水産業(家族従業者)(n=27)	18.5	14.8	22.2	11.1	33.3	14.8	11.1	7.4	3.7
商工・サービス業(家族従業者)(n=14)	21.4	28.6	14.3	14.3	28.6	21.4	21.4	7.1	14.3
正社員・正職員(n=254)	35.8	23.6	26.8	24.0	16.5	17.7	10.2	10.6	9.4
公務員・団体職員(n=65)	36.9	10.8	13.8	13.8	6.2	15.4	9.2	4.6	1.5
パート・アルバイト等(n=133)	19.5	20.3	17.3	10.5	18.8	14.3	15.8	12.8	9.0

注:全体を上回る項目に網掛けをしている。

【主な課題】

- 農業・商工自営業等において、経営や意思決定に参画できる意識を醸成する取組の更なる推進や家族経営協定の締結など、継続的な取組の推進が必要です。

既存の取組	
80	農林水産業・商工業などで働く女性の実態調査の実施
81	農林水産業・商工業などで働く女性の実態調査の実施
82	男女共同参画に関する学習機会の提供（HP 情報提供）
83	男女共同参画に関する学習機会の提供
84	農山漁村女性リーダーの育成
85	漁協女性部に対する各種行事への参加呼びかけ
87	パートナーシップ経営の確立
88	家族経営協定などを活用した営農活動の充実
86	専門家による経営等への指導、助言
89	経営の多角化に向けた女性起業活動の促進
90	地域の方針決定過程への女性登用支援
91	女性の認定農業者への誘導の推進
92	女性起業グループなどの交流促進
93	集落営農や消費者交流活動の取り組み支援
94	むらの技能伝承士等の活用による技術の伝承支援

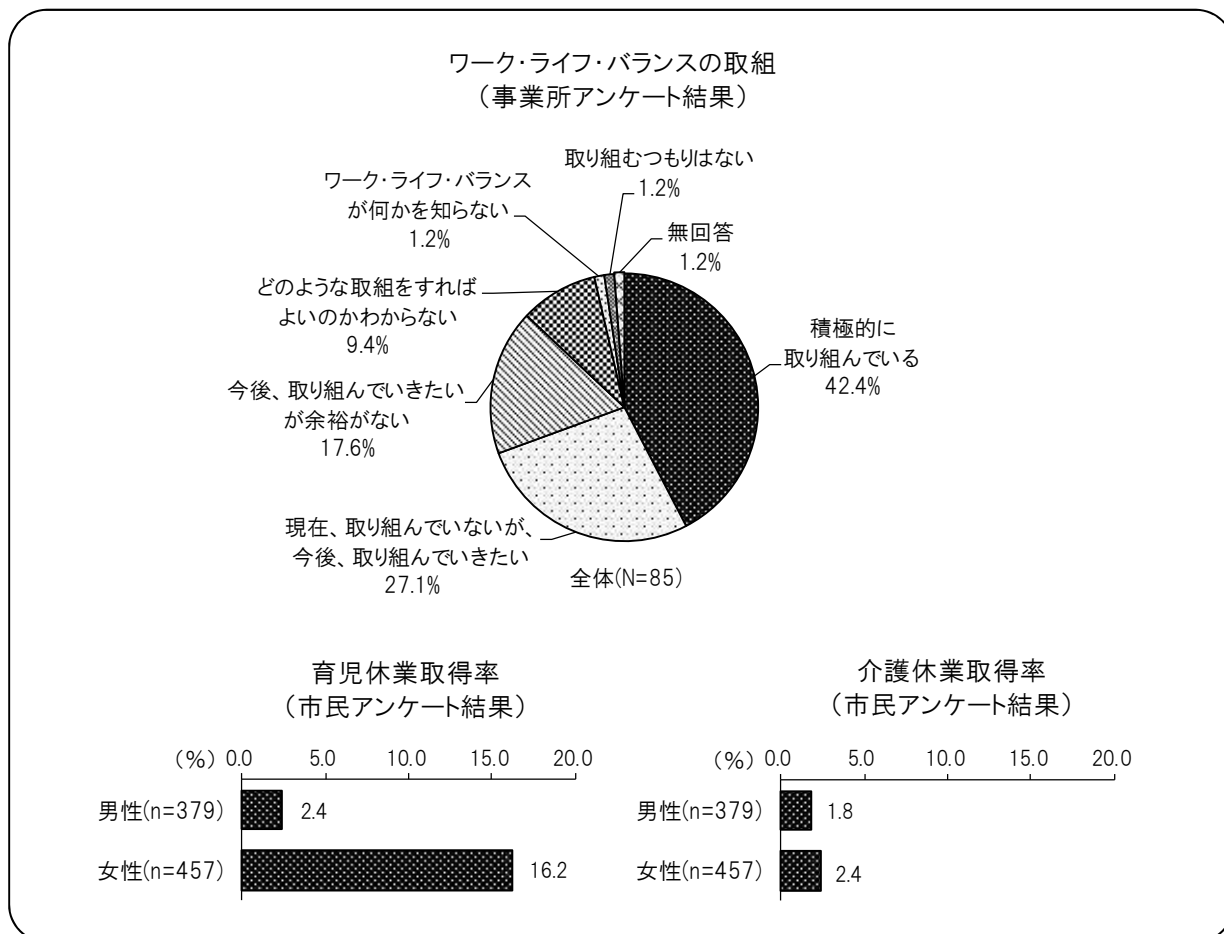
6 ワーク・ライフ・バランスの推進 重点

(1) 企業等におけるワーク・ライフ・バランスの促進

【現状の整理】

- ・本市では「えるぼし認定[※]」など「女性活躍推進法」に関連する情報提供をはじめ、育児・介護休業を取得しやすい環境づくりを推進してきました。
- ・事業所アンケート調査結果では、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業所は4割を占め、今後、取り組む予定を含めると7割が積極的な姿勢を示しています。しかし、従業員規模が小さな事業所では、取り組みたいが余裕がないことやどのような取組をすればよいか分からない、といった理由で消極的な回答も多くみられます。
- ・一方、市民アンケート調査結果では、男性の育児休業取得率は2.4%、女性は16.2%です。女性は30代の取得率が3割を超え最も多くなっています。今後の取得ニーズも高く、男性の29歳以下では「子どもが生まれたら取得したい」というニーズが過半数を占め、さらに、女性の29歳以下ではその割合は7割以上となっています。介護休業取得率は全体で2.1%、男女差はありません。育児休業や介護休業を取得できなかった理由としては、男女共に「制度を利用しやすい雰囲気ではなかった」ことが最も多く、特に男性は「代替要員の確保や力量不足」を挙げています。

※【えるぼし認定】「女性活躍推進法」に基づき、女性の活躍促進に関する状況が一定基準を満たす優良な企業を認定する制度のこと。えるぼし認定企業のうち、より高い水準の要件を満たした企業は「プラチナえるぼし認定」を受けることができる。



【 主な課題 】

- 本市では、共働き世帯の比率が高いことから、ワーク・ライフ・バランスのより一層の推進が必要です。啓発にあたっては、産業別の就労状況を踏まえた、より効率的な情報発信を検討する必要があります。

既存の取組

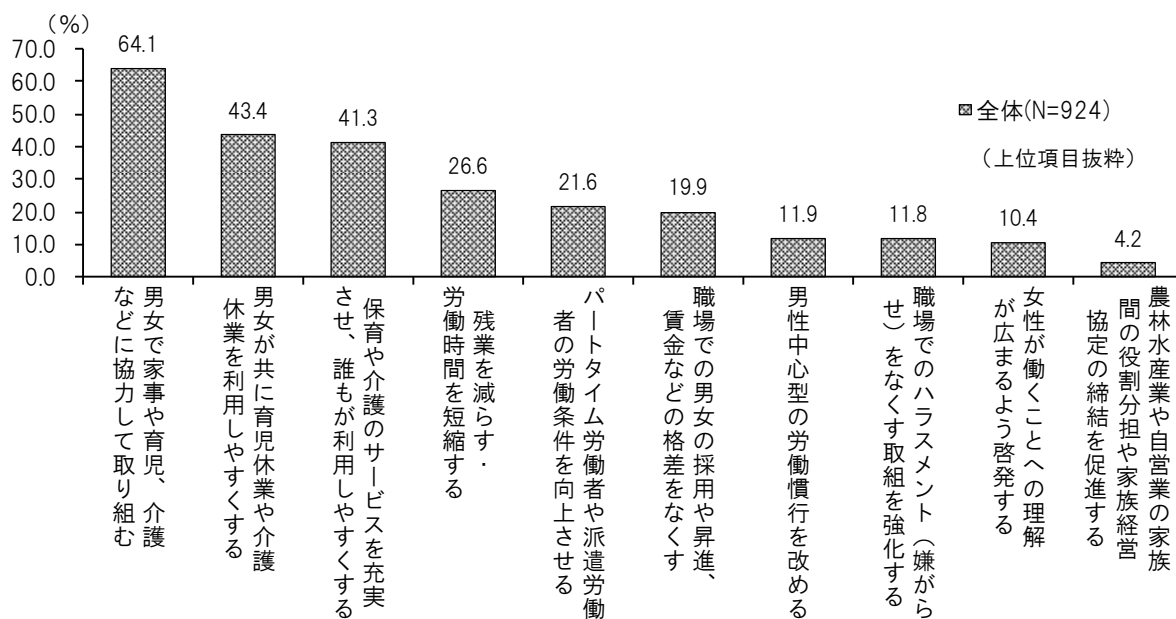
- 66 家庭・地域生活と職業生活の両立を支援する事業所（ファミリーフレンドリー企業）の取組の紹介
- 68 イクボスに関する情報の周知
- 69 女性活躍推進法に関する情報の周知
- 67 企業や組織のトップに対し、ワーク・ライフ・バランスの理解促進
- 70 育児・介護休業の取得しやすい環境づくりの啓発

(2) 誰もが働きやすい職場づくり

【 現状の整理 】

- ・本市では、雇用の場において、男女の均等な機会と待遇を確保するために、各種講座情報の提供や職業能力開発への支援をはじめ、ハローワークと連携した再就職情報の提供や相談窓口の周知等を推進してきました。
- ・市民アンケート調査結果では、半数近くが「現在の社会では女性は働きやすい」と回答していますが、女性は幅広い年齢層で「働きやすいと思わない」という回答が男性を大きく上回っています。また、男女が共に働きやすい社会環境をつくるためには「男女で家事や育児、介護などに協力して取り組む」が最も多く、次いで「育児休業や介護休業の取得のしやすさ」などの順となっており、事業所アンケート調査結果でも同様な結果となっています。特に育児休業へのニーズが高い世代である 30 代では、男女共に「残業や労働時間の短縮」へのニーズが高いことが特徴です。
- ・事業所アンケート調査結果では、テレワークについては大半の事業所が「実施していない」と回答し、実施している事業所は 1 割程度となっています。

男女が共に働きやすい社会環境をつくるために必要なこと(市民アンケート結果)



【 主な課題 】

- 男女が働きやすい社会環境をつくるためには、共働き世帯が多い中、夫婦での話し合いの機会を多く持つことへの啓発をはじめ、育児休業や介護休業を取得しやすい環境づくり、その際の代替要員の確保の検討、残業や労働時間の短縮など、いわゆる「働き方改革」のより一層の推進が求められています。
- 事業所等に対して、テレワークや在宅勤務に関する情報提供など、既存の働き方にこだわらない多様な働き方への働き掛けも必要です。

既存の取組

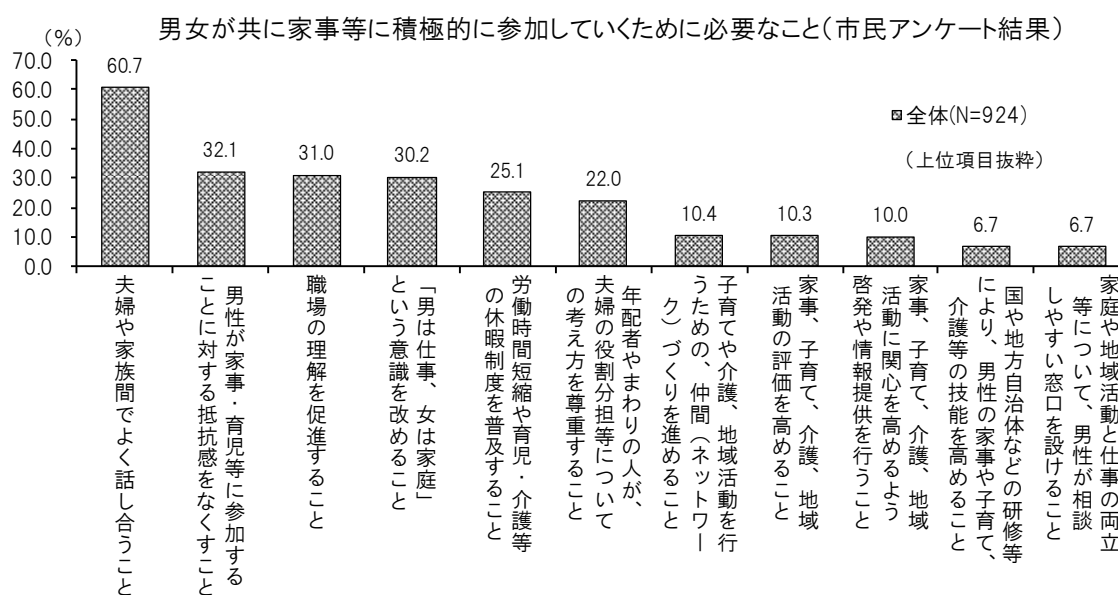
- 71 国や県など関係機関における講座情報の提供
- 72 ハローワークと連携した女性の職業能力開発への支援
- 73 再就職のための研修会に関する情報提供
- 74 非正規雇用労働者・在宅労働者の労働条件に関する法律や指針の広報・啓発
- 75 創業に関する支援

- 77 労働に関する相談窓口の周知
- 78 市内における「一般事業主行動計画」策定の推進

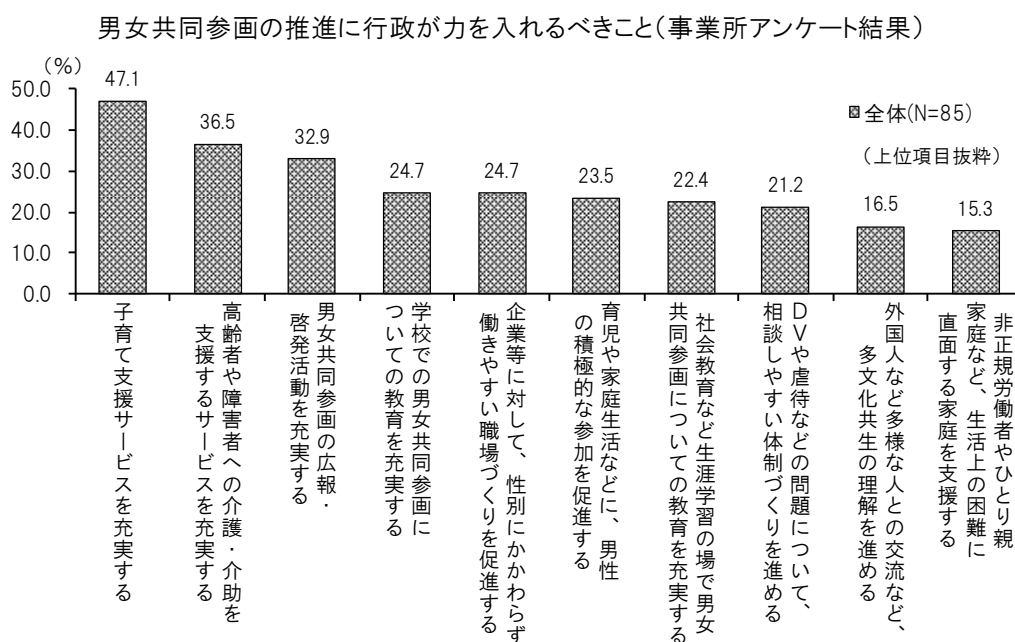
(3) 仕事と家庭生活の両立に向けた支援の充実

【現状の整理】

- ・ 市民アンケート調査結果では、男女が共に家事や子育て・介護等に積極的に参加していくためには、夫婦や家族間での話し合いを筆頭に、男性が家事をすることに対する抵抗感をなくすことや職場への理解の促進が求められています。
- ・ また、男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきこととして「性別にかかわらず働きやすい職場づくり」が最も多く回答されているとともに、特に女性は「育児や家事等への男性の積極的な参加」を求めています。



- ・ 事業所アンケート調査結果では、男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきこととして「子育て支援サービスの充実」を筆頭に「高齢者や障害者への福祉サービスの充実」が求められています



【 主な課題 】

- 多様な暮らし方の実現が求められている社会的背景において、男性の家事・育児等への参画を促進する講座や教室等の開催をはじめ、多様化する保育ニーズへの柔軟な対応や家事・育児・介護の役割を家族で支え合う意識の啓発など、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指す取組の充実が必要です。

既存の取組

- 49 学童保育（放課後児童クラブ）の充実
- 50 育児相談事業の充実
- 51 地域子育て支援拠点事業の充実
- 52 ファミリー・サポート・センター事業の充実
- 53 延長保育等の検討
- 54 市内保育所における保育士の確保
- 55 地域と子ども、子ども同士のふれあい事業の推進

- 60 子育てに関する学習会の開催
- 61 授業参観などへの参加の促進
- 62 授業参観などへの参加の促進

- 56 地域包括支援センターや高齢者介護サービスの充実
- 57 男女が協力して介護を行うための意識啓発の推進
- 59 介護予防・家族介護教室の充実
- 101 認知症の方や家族の方の場づくり

- 58 男性料理教室の開催

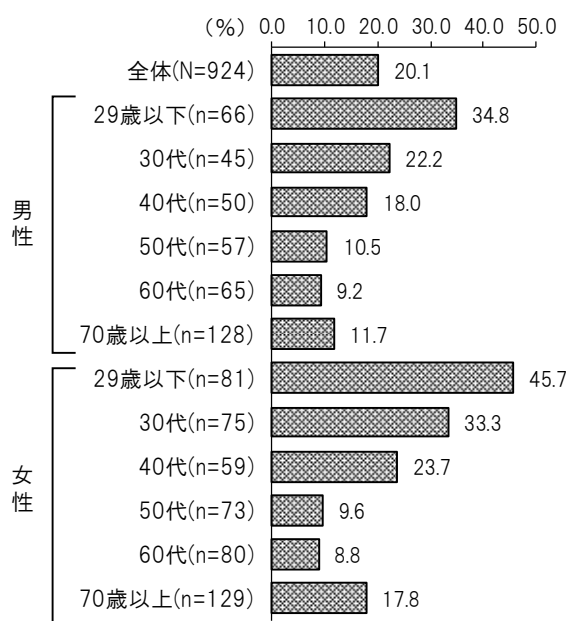
7 地域における女性活躍の場の拡大

(1) 地域活動における女性の参画の拡大

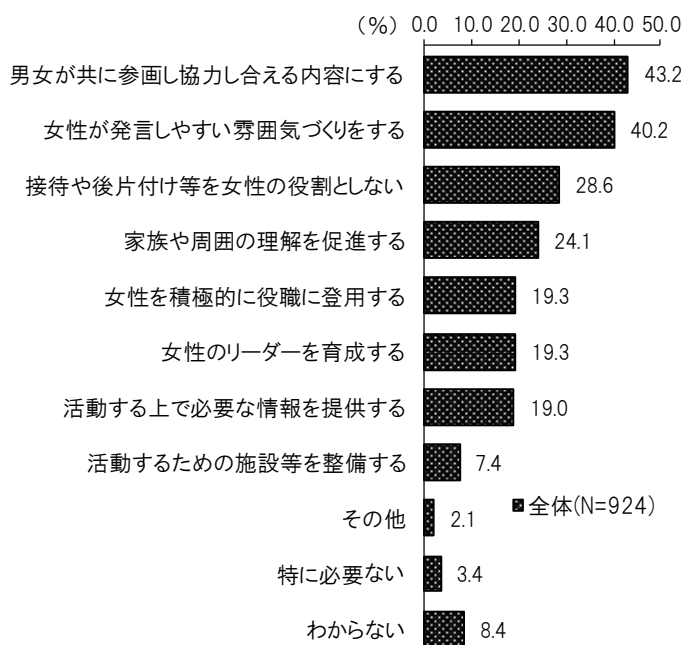
【現状の整理】

- ・本市では、自治会等地域の役員への女性参画の促進をはじめ、まちづくり推進隊などの地域活動団体に向けた啓発活動などを実施してきました。
- ・市民アンケート調査結果では、男女共におおむね8割程度が、何らかの地域活動に参加しています。しかし、29歳以下の若い年齢層では参加していない人が多く、特に女性は半数近くが参加していないと回答しています。女性が地域活動に積極的に参加していくためには、男女が共に参画し協力し合える内容にすることや女性が発言しやすい雰囲気づくりなどが求められています。特に女性においては、地域活動において接待や後片付けを女性の役割としないこと、周囲の理解を促進することなどが求められています。

地域活動に「参加していない」割合
(市民アンケート結果)



女性が地域活動に積極的に参加していくために
必要なこと(市民アンケート結果)



【 主な課題 】

- 男女が共に協力して地域活動に取り組めるよう、女性参画についての意識啓発や若い年齢層が参加しやすい雰囲気づくり、情報提供を推進するとともに、女性の地域リーダーへの登用の促進が必要です。また、参加を望む女性に対するきめ細かな配慮や周囲への理解の促進も必要です。

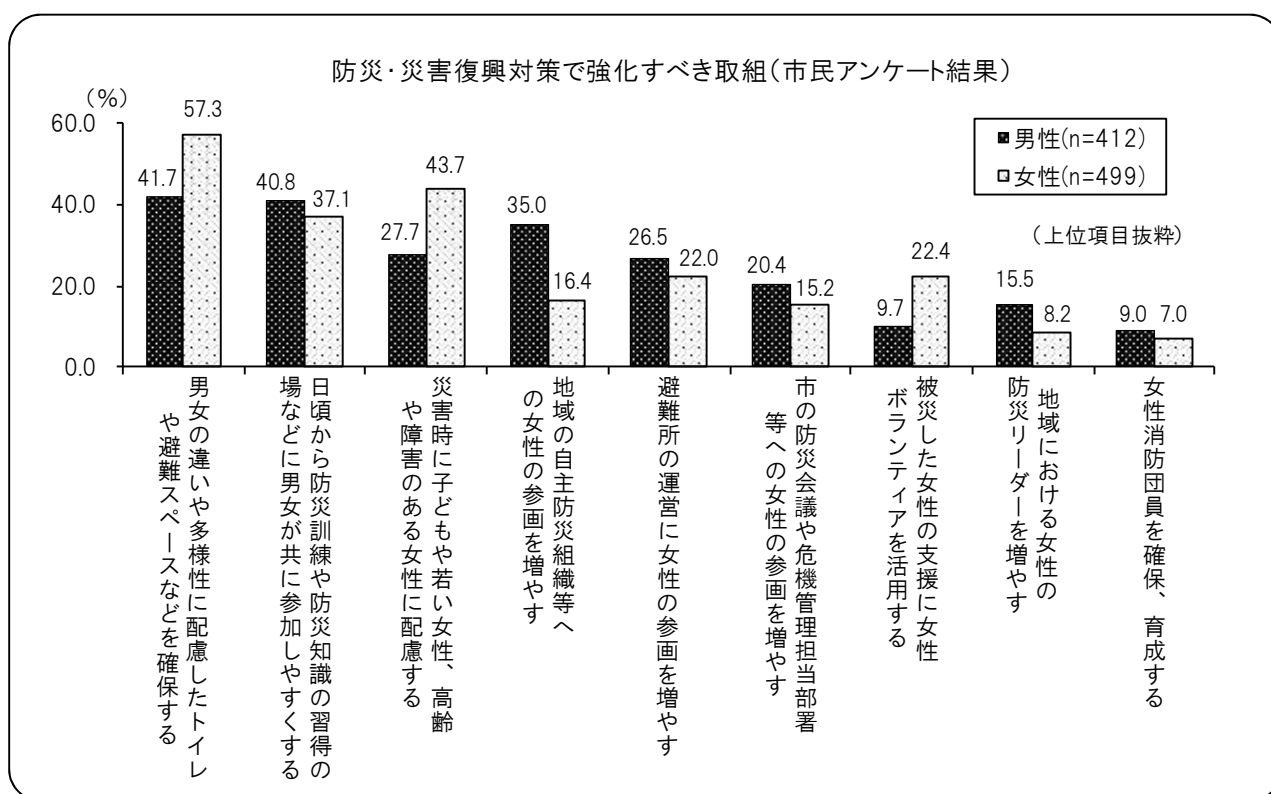
既存の取組

- 45 自治会等地域役員への女性参画の推進
- 46 地域活動におけるリーダーの育成
- 47 女性の感性を生かした観光事業の推進
- 48 歴史や文化を通じた女性の交流の場づくり

(2) 防災分野における男女共同参画の推進

【現状の整理】

- ・本市では、災害発生時の相談窓口に女性職員を配置することや三豊市防災会議委員への女性の委嘱を推進してきました。
- ・市民アンケート調査結果では、防災・災害復興対策については、特に女性において「男女の違いに配慮したトイレや避難スペースの確保」をはじめ「子どもや若い女性、高齢や障害のある女性への配慮」が求められています。また「被災女性への女性ボランティアの活用」も男性の回答割合を大きく上回っています。



【主な課題】

- 防災分野における女性の積極的な登用や女性の参画拡大を促進するとともに、防災対策への女性の視点やニーズの反映、きめ細かな配慮が必要です。

既存の取組

- 40 女性にも配慮した相談窓口の設置
- 41 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制の整備
- 42 女性消防団による活動の推進
- 43 防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性参画の拡大

【基本目標Ⅳ】 自立の支援

8 地域共生社会を目指すまちづくり

(1) 誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり

【現状の整理】

- ・ 市民アンケート調査結果では、男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきこととして「高齢者や障害者への福祉サービスの充実」が上位に回答されています。
- ・ 本市では、高齢者福祉の充実をはじめ、障害者への自立支援、子ども・子育て支援、生活困窮者等への支援など、多分野にわたる支援施策を基盤として「地域共生社会」の実現に向けた地域福祉活動を促進しています。
- ・ 近年、地域社会では、経済情勢や新型コロナウイルス感染症の拡大等による生活困窮者の増加やひきこもり、孤独・孤立、高齢者や子どもなど弱者への虐待など、様々な社会問題が顕在化しています。これらは、高齢者福祉や障害者支援制度など対象者別に整備された既存の公的支援制度だけでは解決が困難であり、今後は、このように複雑化、複合化した多様な課題に対応した福祉の仕組みづくりが求められています。

【主な課題】

- 全ての市民が安心して暮らすことができるよう「地域共生社会」づくりを踏まえた「誰一人取り残さない」地域福祉の充実が必要です。また、地域福祉の推進においても、男女共同参画の視点を踏まえた取組が必要です。

既存の取組	
102	ひとり暮らし高齢者との連絡・確認網の整備
103	ボランティア活動や老人クラブ活動への参加促進
104	高齢者の学習機会の充実
105	子どもとの世代間交流の推進
106	社会全体で介護を支える体制づくりの推進
107	高齢者の生きがい対策（シルバー人材センター事業の紹介）
108	高齢者のスポーツ・レクリエーション活動の充実
109	ひとり暮らし高齢者等への地域支え合い支援の周知
110	コミュニティバスの充実による移動手段の確保
111	三豊市地域包括支援センターの充実と利用促進
112	高齢者に優しい施設の設計について審査・指導（学校・保育所ほか）
113	地域活動支援センターなど自立支援事業の拡充
114	障害福祉サービスの充実
115	地域生活支援事業の充実
116	障害者への地域移行支援の充実
117	福祉ボランティアによる支援体制の推進
118	障害者や介護者に対する分かりやすい情報提供の実施
119	「心のバリアフリー」の推進
120	障害者に優しい施設の設計について審査・指導（学校・保育所ほか）
121	子育てや就職に関する相談・情報提供機能の充実
122	職業訓練や職場適応訓練の実施などの就業支援体制の充実
123	子育て支援の充実
124	各種助成金・給付金事業等の周知
125	子どもの貧困に関する支援
97	人権擁護委員、行政相談員、民生委員・児童委員の相談業務の推進
98	公的年金制度の周知・加入促進
100	隣保館相談業務の推進
63	ボランティア活動、市民活動団体の情報収集と発信
64	ボランティア活動への参加促進
65	環境保全活動の情報発信と活動支援

（２）多文化共生社会の形成に向けた取組の充実

【 現状の整理 】

- ・ 本市では、互いの文化を理解し、国際感覚を養うための国際理解と国際交流活動を推進してきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大等により、ここ数年、一部の活動に停滞がみられます。
- ・ 多文化共生のまちづくりを進めることは、多様な文化や価値観を持つ市民が、地域の多様な活動に参加し、市民主体による新たな交流や連携が深まり、誰にとっても暮らしやすく魅力あるまちの形成につながります。

【 主な課題 】

- 今後は、コロナ対策を踏まえた国際理解と国際交流活動を促進し、国籍や民族等の違いにかかわらず、社会を構成する一員として、誰もが共に暮らせる多文化共生のまちづくりを、継続的に推進していく必要があります。

既存の取組

- 146 国際交流活動の促進・国際理解活動への協力
- 147 海外派遣事業についての情報収集、提供
- 148 外国人向け文化体験講座の開催
- 149 外国人に対する相談窓口の周知（人権関係）

9 生涯にわたる健康づくりへの支援

(1) ライフステージに応じた健康づくりへの支援

【現状の整理】

- ・本市では、生涯を通じた健康づくりを支援するため、思春期や出産期、更年期、高齢期など、ライフステージに応じた心とからだの健康づくりを推進してきました。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大は、テレワークやオンライン会議等の浸透など、人々の生活様式に大きな影響を与えるとともに、外出自粛によるストレスなど、健康に対する意識や行動も大きく変化しており、市民生活には、よりきめ細かな健康づくり対策が必要となっています。

【主な課題】

- 性別や年齢にかかわらず、誰もが活躍できる男女共同参画社会を実現していくためには、日頃からの継続的な心身の健康づくりが大切です。

既存の取組

99 健康づくりに関する情報提供

- 126 健康相談や健康教室等の相談窓口及び健康診査の充実
- 127 子宮頸がん、乳がん、骨粗しょう症等、女性特有の疾患の予防活動の充実
- 128 各種健康診査の内容の充実及び受診率の向上
- 129 薬物やアルコール、たばこが健康に及ぼす影響についての周知
- 130 スポーツ教室・レクリエーション等の普及啓発
- 133 県が実施する心の健康相談日の周知
- 134 メンタルヘルスに対する相談体制の整備
- 138 家庭での性指導や思春期の教育に関する保護者への教育・相談の充実
- 139 「生命と性」に関する教育の推進

（２）妊娠から子育てへの切れ目ない支援の充実

【 現状の整理 】

- ・ 女性が安心して子どもを生み育てられるよう、母性保護に関する正しい知識の普及や妊娠から出産、子育てまで切れ目のない母子保健の充実は、継続的に必要な取組です。
- ・ 本市では、子育て世代包括支援センター「なないろ」を中心に、担当の保健師、社会福祉士、学校連携支援員が、妊娠期から子育て期の不安や困りごとの相談に応じ、子育てに関する情報提供や相談支援、関係機関と連絡調整を実施しています。

【 主な課題 】

- 母性保護に関する正しい知識の普及や妊娠から出産、子育てまで切れ目のない母子保健の推進は、継続的に必要な取組です。
- 女性の人権を尊重し、結婚や出産など自身の意思に基づいて選択できる考え方について、より一層の周知、浸透を図ることが必要です。

既存の取組

- 131 男女が参加できるマタニティ教室の開催
- 132 周産期医療・母子保健医療の充実
- 135 妊娠・出産等に関する正しい認識の啓発
- 136 女性の主体的な避妊や性感染症予防に関する正しい知識の啓発
- 137 不妊治療に対する相談体制の整備

以降の章立て案

(項目名等は変更になる場合があります)

第5章 プランの推進にあたって

【1】市内の推進体制

【2】プランの周知と市民意見の適切な反映

資料編

【1】男女共同参画を取り巻く三豊市の現状データ

【2】関連資料

- ・ プランの策定経過
- ・ 三豊市男女共同参画社会づくり推進協議会委員名簿
- ・ 三豊市男女共同参画推進条例
- ・ 三豊市人権尊重のまちづくり条例
- ・ 男女共同参画社会基本法
- ・ 女性活躍推進法
- ・ DV防止法・・・などを掲載予定